

2 認定基準

1 認定基準の概要	
1. 認定NPO法人の9つの基準	33
2. 実績判定期間	35
2 認定基準の意義と内容	
1. 1号基準 パブリックサポートテスト（PST）	36
コラム こんな寄附金ってどうしたらいいの？	39
2. 相対値基準（1号基準 パブリックサポートテスト）	40
パブリックサポートテストの計算事例	45
3. 絶対値基準（1号基準 パブリックサポートテスト）	53
4. 条例個別指定基準（1号基準 パブリックサポートテスト）	55
5. 2号基準 共益性に関する基準	56
6. 3号基準 運営組織及び経理に関する基準	59
7. 4号基準 事業活動に関する基準	63
コラム 寄附金を貰った年度だけでは使い切ることが難しい場合（「特定資産」について）	65
8. 5号基準 情報公開に関する基準	66
9. 6号基準 事業報告書等の提出に関する基準	67
10. 7号基準 不正行為等に関する基準	68
11. 8号基準 設立後の経過期間に関する基準	68
12. 欠格事由	69
3 NPO法人と認定NPO法人の比較	70

認定基準の概要

1. 認定NPO法人の9つの基準

認定NPO法人には、1号～8号までの8つの認定基準と欠格事由に該当しないことの合計9つの要件が定められています。

1号基準 パブリックサポートテスト(PST)

詳細は P.36

以下のいずれかの要件を満たす必要があります。特例認定の申請の場合、この要件は除きます。

- ① **相対値基準** 実績判定期間において、収入金額に占める寄附金等の割合が20%以上である。
- ② **絶対値基準** 実績判定期間において、年3,000円以上の寄附者の数が平均100人以上である。
- ③ **条例個別指定** 都道府県または市区町村の条例による個別指定を受けている。

2号基準 公益性に関する基準

詳細は P.56

事業活動において、公益的な活動の占める割合が50%未満でなければなりません。実績判定期間における割合で判断されます。

3号基準 運営組織及び経理に関する基準

詳細は P.59

以下の要件をすべて満たさなければなりません。

- ① 役員総数のうち、役員およびその親族(配偶者・3親等以内の親族)等で構成されるグループの人数の占める割合が1/3以下である。
- ② 役員総数のうち、特定の法人の役員、使用人とその親族(配偶者・3親等以内の親族)等の占める割合が1/3以下である。
- ③ 各社員(正会員)の表決権が平等である。
- ④ 公認会計士もしくは監査法人の監査を受けている、または青色申告法人と同等の帳簿を記録し、保存している。
- ⑤ 支出した金銭について使途が不明なものはなく、また、帳簿に虚偽の記載はしていない。(不適正な経理を行っていない。)

4号基準 事業活動に関する基準

詳細は P.63

以下の要件をすべて満たさなければなりません。

- ① 宗教活動や政治活動、選挙活動等を行っていない。
- ② 役員、社員、職員、寄附者、これらの親族(配偶者・3親等以内の親族)等に対して、特別の利益を与えていない。
- ③ 営利を目的とした事業を行う者や宗教活動、政治活動、選挙活動等を行う者または、公職の候補者(公職にある者)等に寄附を行っていない。
- ④ 実績判定期間において、総事業費のうち特定非営利活動に係る事業費の占める割合が80%以上である。
- ⑤ 実績判定期間において、受入寄附金総額のうち特定非営利活動に係る事業費に充てた額が70%以上である。

実績判定期間

実績判定期間とは、認定要件の判定対象となる期間のことです。認定の申請日の「直前に終了した事業年度の末日以前5年(初回の認定申請、特例認定申請の場合は2年)以内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から申請日の直前に終了した事業年度の末日までの期間」のことです。詳しくは35ページを参照ください。

5号基準 情報公開に関する基準

詳細は P.66

次の書類を一般に公開しなければなりません。また、情報公開の請求があった場合は、閲覧に応じなければなりません。

閲覧の対象となる書類

- ☐ 事業報告書等、役員名簿および定款等
- ☐ 各認定基準等に適合する旨および欠格事由に該当しない旨を説明する書類
- ☐ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類
- ☐ 役員報酬または職員給与の支給に対する規程
- ☐ 収益の明細その他資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項等を記載した書類
- ☐ 助成金の支給を行った場合に事後に所轄庁に提出した書類の写し
- ☐ 海外への送金または金銭の持ち出しを行った場合における金額及び使途並びにその実施日を記載した書類

6号基準 事業報告書等の提出に関する基準

詳細は P.67

各事業年度において、事業報告書等(※)を期限内に所轄庁に提出していなければなりません。

※ 事業報告書等…事業報告書、計算書類等(活動計算書・貸借対照表・注記・財産目録)、年間役員名簿、社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記載した書面

7号基準 不正行為等に関する基準

詳細は P.68

以下のような事実があつてはなりません。

- ① 法令、または法令に基づいてする行政庁の処分に違反する事実
- ② 偽りや不正の行為によって利益を得た事実、または得ようとした事実
- ③ 公益に反する事実

8号基準 設立後の経過期間に関する基準

詳細は P.68

設立したばかりで実績のない法人は認定されません。認定または特例認定の申請をした年度の初日において、設立の日から1年を超える期間が経過している必要があります。

欠格事由

詳細は P.69

次の欠格事由のいずれにも該当してはいけません。

- ☐ NPO法第47条に規定された役員の欠格事由に該当する役員がいる
- ☐ 認定または特例認定を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない
- ☐ 定款または事業計画書の内容が法令等に違反している
- ☐ 国税または地方税の滞納処分が執行されているものまたは当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない
- ☐ 国税に係る重加算税または地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない
- ☐ 暴力団または暴力団の構成員等の統制下にある

特例認定を申請する際に追加される要件

特例認定を申請するためには、上記の2～8号と欠格事由の要件だけでなく、別に追加される要件として、設立後5年未満でなければならないという要件と過去に認定または特例認定を受けたことがないという要件があります。(26ページ参照)

2. 実績判定期間

(1) 実績判定期間とは

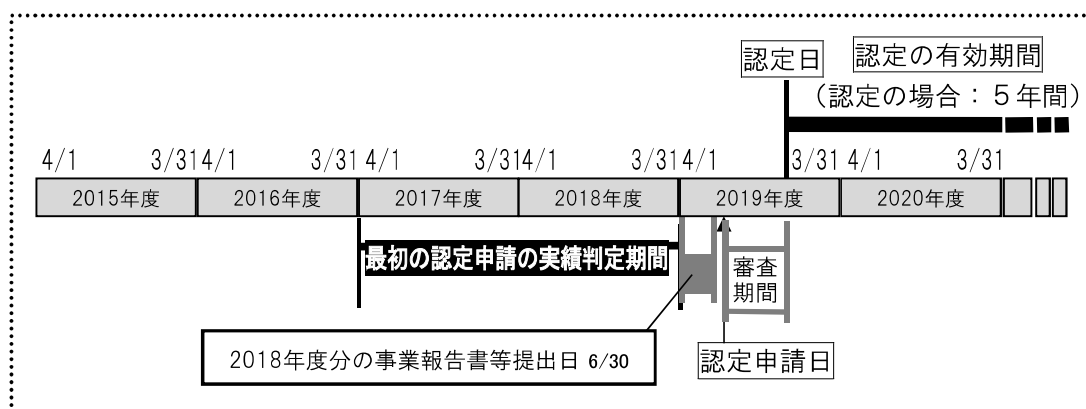
認定基準の判定の対象となる期間のことを実績判定期間といいます。認定・特例認定や認定の有効期間の更新を受けようとする法人は、すべてこの実績判定期間を対象に実績を確認し、認定の判断をします。「その法人の直前に終了した事業年度の末日以前5年以内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から申請日の直前に終了した事業年度の末日までの期間」が実績判定期間となります。つまり、事業年度を変更していなければ、直前の5事業年度と考えることができます。

基本的に実績判定期間は5年(5事業年度)ですが、初回の認定申請や特例認定の場合はその判定期間が2年(2事業年度)となります。新設したばかりの法人で設立第1期目が12か月に満たない法人も、その満たない事業年度を1年と考えることができます。また、新設したばかりの法人で最初の事業年度が13か月等のように、12か月を超える場合は、1事業年度で2年と考えても構いません。

なお、認定の有効期間と更新については、129ページを参照ください。

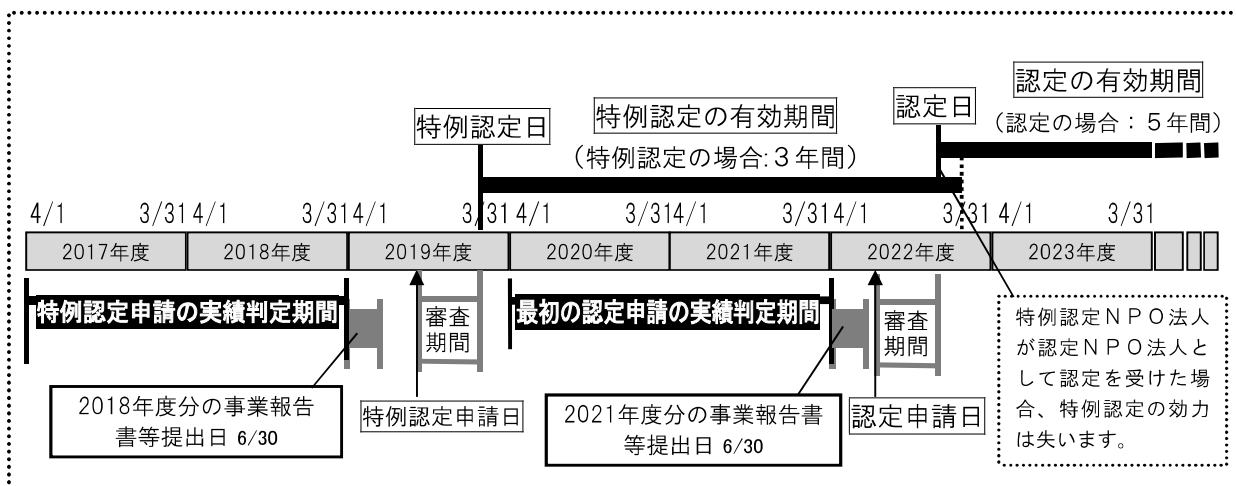
(2) 事業年度が4月1日～3月31日のNPO法人の事例

前述したように、過去に認定を受けたことのない法人の実績判定期間は2年間となります。認定更新申請の場合の実績判定期間は129ページを参照してください。



(3) 特例認定NPO法人が特例認定期間中に認定を申請する場合の事例

前述したように、過去に認定を受けたことのない法人、または特例認定を受けようとする法人が申請を行う場合、実績判定期間は2年間となります。特例認定後、認定申請をする場合、その実績判定期間は過去に認定を受けたことのない法人として扱われるため、2年間となります。



認定基準の意義と内容

1. 1号基準 パブリックサポートテスト(PST)

特例認定申請の場合、
この基準を満たす必要はありません。

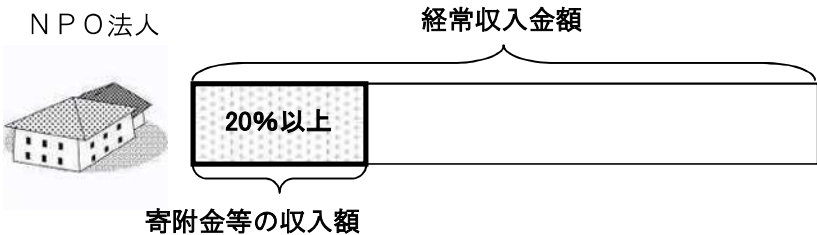
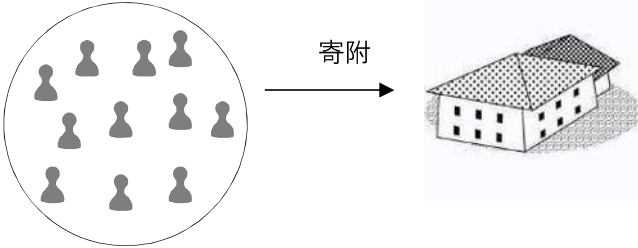
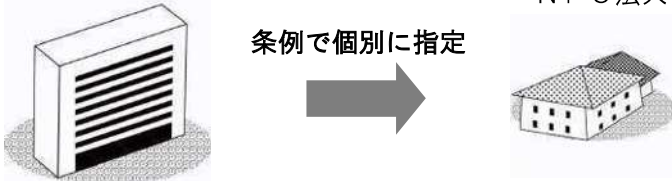
(1) パブリックサポートテストとは

パブリックサポートテストは、Public Support Test の頭文字をとってPSTと呼ばれます。広くたくさんの市民に支えられているかどうかを計るためのテストです。多くの市民に支えられているということは、多くの市民に必要とされている、すなわち公益性が高い活動をしているといえます。多くの市民に支えられているかどうかを主に「寄附」で計るのが、このパブリックサポートテストの特徴です。

特例認定NPO法人の申請の場合は、このパブリックサポートテストをクリアする必要はありません。

パブリックサポートテストの判定に当たっては、次のどれか一つを満たす必要があります。

パブリックサポートテストの種類

	種 類	内 容
1	相対値 基準	実績判定期間において、収入金額に占める寄附金等の割合が20%以上であること。 NPO法人  20%以上 寄附金等の収入額
2	絶対値 基準	実績判定期間において、年3,000円以上の寄附者の数が平均100人以上であること。 3,000円以上の寄附をした人 年平均100人以上  寄附 NPO法人
3	条例個別指定 基準	認定NPO法人の申請書を提出する前日において、都道府県または市区町村の条例による個別指定を受けていること。 都道府県または市区町村  条例で個別に指定 NPO法人

(2) パブリックサポートテストにおける「寄附金」の条件について

パブリックサポートテスト(PST)における「寄附金」の金額は、会計上の「受取寄附金」に、いくつかのものを足したり引いたりすることによって計算します。

まず、一般的に「寄附金」は、①任意性があること、②対価性がないことの2つが条件となります。PSTにおける「寄附金」の場合、これら2つの基本条件に加えて、③寄附者の意思が明らかであること、④寄附者の住所・氏名が明らかであること、⑤一定金額以上の寄附であること、という条件があります。

例えば、いわゆる賛助会費は、会計上は「寄附金」ではなく「会費」ですが、PSTの計算の際には、上記①～⑤の条件を満たす賛助会費については、寄附金と同等のものとして扱うことができます。その他の条件は、「相対値基準」(40ページ参照)と「絶対値基準」(53ページ参照)で、それぞれ異なります。

パブリックサポートテスト(PST)における「寄附金」の条件	
会計上の受取寄附金	PSTで追加される条件
① 任意性があること ② 対価性がないこと	③ 寄附者の意思が明らかであること ④ 寄附者の住所・氏名が明らかであること ⑤ 一定金額以上の寄附であること (※このほかにも足す・引く項目あり)

①～⑤の条件について、詳しくは次の通りです。なお、PSTでの「寄附金」と、会計上の「寄附金」で、上記①、②の条件の適用の仕方は基本的に共通ですが、個別の状況によっては若干の違いがあります。以下の説明は、PSTでの「寄附金」の考え方に基いています。

① 任意性があること

「任意性がある」とは、「寄附をするかしないか」が、寄附者本人に任せられた状態のことを言います。つまり、「任意性がある」とは、「寄附してもしなくても自由」という状態のことです。任意性がない場合、そのお金は「寄附金」とは認められません。

寄附を呼び掛けたり金額を例示したりすると、「任意性がない」と判断されるの？

法人が主催する講演会の会場などで寄附金を集めること自体は問題ありません。ただし、その際に、事実上の強制だと受け止められかねない呼びかけをすると、「任意性がない」と判断されることがあります。「ご寄附いただく場合は、できれば1,000円以上でお願いします」などと、寄附の金額の目安を示すことは問題ありません。ただし、その場合も、あくまで任意であることを明示する必要があります。

② 対価性がないこと

ここで言う「対価」とは、お金と引き換えに受け取る物品や、お金と引き換えに受けるサービスのことです。対価性がある場合、そのお金は「寄附金」とは認められません。

PSTでは、物品やサービスの市場価格とは関係なく、何らかの「対価性」があれば「寄附金」ではなくなります。例えば3,000円の資金提供に対して、500円相当の「お礼」を渡すことを予め条件にした場合も、その全額が寄附金とは認められません(寄附額はゼロという扱いになります)。また、物品やサービスの具体的なやりとりがなくても、その権利が生じた段階で、対価とみなされます。いわゆる「賛助会員」などに対するサービス提供の規定がある場合、対価とみなされることがあります(31ページのコラムを参照)。

寄附者へ送るお礼状やニューズレターは「対価」に当たるの？

寄附者に対して、寄附に対するお礼状を送ったり、もともと不特定多数に対して無料で配布しているニューズレターを送付したりすることは対価には当たりません。

③ 寄附者の意思が明らかであること

寄附金として認められるためには、それが寄附であるという寄附者の意思が明らかである必要があります。単に入金があっただけでは、それが寄附であるかどうかは分かりません（その入金は寄附ではなく貸付かもしれません）。寄附申込書に記入してもらうなど、寄附者自身が寄附であると判断して入金していることがわかるようにしましょう。

④ 寄附者の住所・氏名が明らかであること（匿名寄附に関する制限）

PSTで「寄附」として認められるためには、原則として、寄附者の住所氏名が明らかである必要があります。寄附者の住所氏名を確認するには、いくつかの方法があります。以下を参考にしてください。

寄附者の寄附の意思及び住所氏名を確認するには

寄附者の寄附の意志及び住所氏名を確認する方法としては、主に以下の3つが考えられます。

- （１）寄附申込書を用意し、①日付、②寄附者の住所と氏名、③金額の3点を記入してもらいます。
- （２）郵便振替用紙に、寄附申込書と同等の情報を記入してもらい、寄附申込書の代わりとします。
- （３）寄附の受け取りに対して領収書を発行し、そこに寄附申込書と同等の情報を記載します。
その領収書を相手が受け取れば、両者がその記載内容を確認したことが明確になります（その際には必ず、領収書の控えを残しましょう）。

※認定取得前は、上記（１）～（３）のいずれかひとつで構いません。ただし、認定取得後は、上記（３）の領収書の発行が事実上必須となります（領収書のひな形は124ページを参照）。領収書がないと、寄附者が税制優遇を受けることができません。

※「寄附の対象となる活動」は、認定取得前の段階では、特に限定する必要はありません。認定取得後は、特定非営利活動を対象とする寄附であることを領収書に明記する必要があります（その記載がない場合も、法人としてPSTに算入することは可能ですが、寄附者が税制優遇を受けることができません）。

⑤ 一定金額以上の寄附であること（少額寄附に関する制限）

相対値基準では1,000円未満（40ページ参照）、絶対値基準では3,000円未満（53ページ参照）の寄附は、「少額寄附」という扱いになり、原則としてPSTには算入できません。ただし、小規模法人が相対値基準で申請する場合にのみ、特例（43ページ参照）があります（絶対値基準の場合、特例はありません）。

自団体（法人）の役員やその親族からの寄附は、上記①～⑤の条件を満たし、なおかつ、別に定められた制限にかからない場合にのみ、PSTの計算の際に寄附として算入できます。その制限は、「相対値基準」（40ページ参照）と「絶対値基準」（53ページ参照）とで異なります。

上記①～⑤の条件を満たさない資金であっても、法人として受け取ることは可能です。ただしPSTの計算の際に「寄附金」として算入することはできませんので注意しましょう。上記の条件は、各法人の会員制度とも関係しますので、併せて正しく理解しましょう（31ページのコラム参照）。

コラム こんな寄附金ってどうしたらいいの？

Q1. 任意団体から引き継いだ財産は寄附金として扱っていいのでしょうか？

A. 任意団体からNPO法人に移行した場合、任意団体の時の資産を寄附金として計上している事例は、比較的多く見受けられます。その資産は、パブリックサポートテストの計算にあたっても、寄附金として扱うことができます。ただし、寄附者としてはその任意団体1人として考えますので、基準限度超過額(42ページ参照)については注意が必要です。

Q2. 寄附者氏名だけがわかっているのですが、これは寄附金として扱ってはダメですか？

A. パブリックサポートテストの判定上の寄附金として扱う場合、「寄附者の氏名(法人・団体にあたっては、その名称)およびその住所が明らかな寄附金」でなければ算入できないことになっています。したがって、口座振込によって氏名以外はわからないような場合は、寄附者が特定されているとはいえず、寄附金として取り扱うことができません。ただし、小規模法人の特例の適用を受ける場合は、寄附金として取り扱うことが可能です。

Q3. 広告宣伝費か寄附金かはどのように判断すればよいのでしょうか？

A. 寄附してくれたお礼に、企業の名前をそのNPO法人が発行する機関誌に入れてあげるというようなケースはよくあるでしょう。寄附者の名前程度であれば寄附として判断されますが、その掲載方法が過度になると、広告宣伝と取られても仕方がない場合もあります。このような場合、広告宣伝費か寄附金かどうか、その判断が微妙なものについては、以下のような点を考慮して総合的に判断されます。

① 外形的に明らかな広報といえるか

例えば、活動ユニフォームへの企業名掲載、刊行物の広告枠へ企業商品の掲載、企業名を冠したイベントの開催などは、外形的に明らかな広報と見えるため、寄附金として扱うことはできません。

② 広報効果が十分認められるか

広告宣伝の内容と法人の活動に密接な関連性があるかどうか、広報掲載物の配布対象・規模からみて、十分な広報効果が認められるかどうか等によって判断されます。例えば、子育て支援NPOのイベントのチラシに育児用品の広告を掲載し、会員数や参加対象数などが広告宣伝に見合う規模である場合は明らかに広告宣伝であると判断されるでしょう。

③ 広報宣伝の意図が明確か

法人と寄附者に広告宣伝の意図がある場合は、寄附として扱うことはできません。有償広告欄に寄附者を無償や割引価格で掲載した場合、寄附額に応じて広告枠が広がるなど寄附と広報が連動している場合、寄附を条件に会報等に寄附者の活動紹介等を掲載した場合などは、対価があるとみなされるため、寄附として扱うことはできません。また、寄附者側が会計上広告宣伝費として処理している場合も寄附として扱うことはできません。

2. 相対値基準 (1号基準 パブリックサポートテスト)

(1) 相対値基準の計算式 (原則)

相対値基準は、法人全体の収入金額のうち、寄附金額の占める割合がどの程度かを確認することで、多くの市民に支えられているかを判定する基準です。具体的には、実績判定期間における経常収入金額のうち、寄附金等の収入金額の占める割合が1/5以上、つまり20%以上であるかどうかという比率で判断します。

小規模法人については、基準を満たしやすくするための小規模法人の特例があります。(43ページ参照)

相対値基準の計算方法 経常収入金額に占める寄附金等収入金額の割合が20%以上であること

$$\frac{\text{分子}}{\text{分母}} = \frac{\text{C 寄附金等収入金額}}{\text{F 経常収入金額}} = \frac{\text{A 受け入れた寄附金総額} \pm \text{B 寄附金額に±するもの}}{\text{D 総収入金額} - \text{E 総収入金額から±するもの}} \geq \frac{1}{5}$$

概算を出してみましょう！ ※ 実績判定期間内における数字で計算してください。

A 受け入れた寄附金総額 () 円		C 寄附金等収入金額 () 円
ー) B ¹ 同一者からの寄附金のうち、Aの10%を超える額 () 円	F 経常収入金額 () 円	
ー) B ² 1,000円未満の寄附金(同一者からの合計額) () 円		
ー) B ³ 氏名又は住所が明らかではない寄附金 () 円		
＋) B ⁴ 社員会費(条件を満たしたものに限り) () 円		
ー) B ⁵ 休眠預金等交付金関係助成金 () 円		
C 寄附金等収入金額 (A - B ¹ - B ² - B ³ + B ⁴ - B ⁵) () 円		
D 活動計算書の総収入金額 () 円		≥ 20%
ー) E ¹ 国・地方公共団体からの補助金等 () 円		
ー) E ² 資産売却による臨時収入 () 円		
ー) E ³ 1,000円未満の寄附金(同一者からの合計額) () 円		
ー) E ⁴ 氏名又は住所が明らかではない寄附金 () 円		
ー) E ⁵ 休眠預金等交付金関係助成金 () 円		
F 経常収入金額 (D - E ¹ - E ² - E ³ - E ⁴ - E ⁵) () 円		

分子の計算

C 寄附金等収入金額

寄附金等収入金額とは、「A 受け入れた寄附金総額」(以下、受入寄附金総額)に、「B 受入寄附金額に±するもの」として、41ページB(a)を控除し、条件に応じてB(b)を足し合わせた金額のことです。

匿名寄附や少額寄附等はいくら寄附であっても、算入することができませんので、注意が必要です。ただし、小規模法人の特例(43ページ参照)を適用した場合は、匿名寄附や少額寄附金も含めることができます。

A 受け入れた寄附金総額

主に以下のものの総額です。

☐ 受取寄附金

- ・ 対価性がなく、任意性があるもので、実績判定期間内の収益であるもの。
(対価性、任意性については、37ページ参照)
- ・ 現物寄附(資産受贈益)を含む。

Ⅱ. 認定基準

☐ 受取助成金・受取補助金

・対価性のないもので、国の補助金等（44ページ参照）以外

☐ 賛助会費

・対価性のないもの（総会の議決権は対価性があるとみなされます）

B 受入寄附金総額に±するもの

(a) 受入寄附金総額から－するもの（PSTの計算上－するものであり、寄附金には変わりありません）

☐ 受入寄附金のうち、以下のもの

- ・一者当たりの基準限度超過額（42ページ参照）に相当する金額の合計額
- ・少額寄附金（実績判定期間における1人あたりの寄附金額の合計が1,000円未満のもの）
- ・匿名寄附金（寄附者の氏名（または法人名）とその住所が明らかでないもの）
- ・休眠預金等交付金関係助成金（休眠預金等活用制度の助成金を受けた場合のみ）

上記のうち少額寄附金と匿名寄附金については、小規模法人の特例を適用した場合は含めることができます。

(b) 受入寄附金総額に＋するもの（条件を満たせば分子に足せるもの）

受入寄附金総額に足してよいものとして、社員会費、つまり、正会員費があります。ただし、下記条件を満たした場合にのみ加算することができ、加算額は、下記の計算式で求めた額となります。また、加算できる額には上限があるのでご注意ください。

☐ 社員会費（以下の条件を満たしたものに限る）

1. 社員の会費の額が合理的と認められる基準によって定められている
2. 役員等（42ページ参照）を除く社員の数が実績判定期間を通じて20人以上である

社員会費の加算額の計算式

社員から受け入れた会費（正会員受取会費） × 事業活動に占める共益的な活動を除いた割合

（事業活動に占める共益的な活動の割合については、56ページを参照ください。）

ただし、社員会費を加算できる額は、「A 受入寄附金総額」から「B（a） 受入寄附金総額から－するもの」を差し引いた金額が上限となりますのでご注意ください。

分母の計算

F 経常収入金額

「D 総収入金額」から以下の「E 総収入金額から－するもの」を控除した金額のことをいいます。

E 総収入金額から－するもの

- ☐ 国の補助金等（44ページ参照）
- ☐ 国等からの委託金（「国等」の内容は44ページ（4）の国等と同じです。）
- ☐ 法令に基づいた事業で国または地方公共団体が負担するもの（介護保険事業、障害福祉サービス事業の給付部分）
- ☐ 臨時的な資産売却による収入
- ☐ 遺贈により受け入れた寄附金等のうち、基準限度超過額（42ページ参照）に当たる部分
- ☐ 少額寄附金（実績判定期間における1人あたりの寄附金額の合計が1,000円未満のもの）
- ☐ 匿名寄附金（寄附者の氏名（または法人名）とその住所が明らかでないもの）
- ☐ 休眠預金等交付金関係助成金（休眠預金等活用制度の助成金を受けた場合のみ）

上記のうち少額寄附金と匿名寄附金については、小規模法人の特例を適用する場合は「E 総収入金額から－するもの」には含めません。

(2) 基準限度超過額

前述したように、パブリックサポートテストという基準は、広くたくさんの市民に支えられているかどうかを寄附金額や寄附者数から確認する方法です。寄附金額がどんなに多くても、それがたった1人によって寄附されたものであれば、広くたくさんの市民に支えられているとはいえません。そこで、1人につき、PSTの算定上は、寄附金として算入することができる上限(基準限度額)が設けられています。この上限を超える部分を「基準限度超過額」といい、その金額は、PSTの算定上、受け入れた寄附金額から控除されます。

なお、役員が寄附者の場合、その役員の配偶者や3親等以内の親族、その役員と特殊な関係にある者(これらと役員を合わせて「役員等」といいます。)については、役員と同一の者として、1人からの寄附として扱います。

基準限度額 同一の者から受け入れた寄附金額のうち、一者あたりのPSTに算入できる上限額

以下の計算式により算出します。

(ア) 個人及び下記(イ)以外の法人等からの寄附の場合 … 「A 受入寄附金総額(※1)」×10%まで

(イ) 認定NPO法人、特定公益増進法人(※2)からの寄附の場合

… 「A 受入寄附金総額(※1)」×50%まで

※1 休眠預金等交付金関係助成金を受けた場合は、その額を控除します。

※2 特定公益増進法人とは、公共法人、公益法人等(一般社団法人および一般財団法人を除きます。)その他特別の法律により設立された法人のうち、教育または科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与する法人のことをいいます。法人税法施行令第77条に規定された法人です。

基準限度超過額 同一の者から受け入れた寄附金額のうち、上記PST上の基準限度額を超える額

(基準限度額)

$$\boxed{\text{同一人物からの寄附金}} - \boxed{A \text{ 受入寄附金総額}(\times 10\%)} = \boxed{\text{基準限度超過額}}$$

計算例1 個人Xさんのみからの寄附の場合

例えば、経常収入金額が100万円の法人で、受入寄附金総額がXさんからの40万円のみであった場合で考えてみましょう。基準限度超過額は以下のように計算しますので、Xさんの寄附金のうち、36万円が基準限度超過額として受入寄附金総額から控除されますので、残りの4万円のみが分子に計上できることになります。

$$\begin{array}{c} \text{(Xさんからの寄附金)} \\ \text{400,000円} \end{array} - \begin{array}{c} \text{(基準限度額)} \\ \text{400,000円} \times 10\% \end{array} = \begin{array}{c} \text{(基準限度超過額)} \\ \text{360,000円} \end{array}$$

$$\text{PSTの計算} \quad \frac{400,000 - 360,000}{1,000,000} = \frac{40,000}{1,000,000} \quad (4\%)$$

計算例2 役員が寄附者の場合(親族合算)

役員が寄附者の場合、その役員の配偶者や3親等以内の親族、その役員と特殊な関係(43ページ参照)にある者(これらと役員を合わせて役員等といいます。)については、役員と同一の者と扱われます。つまり、役員とその配偶者がそれぞれ寄附をしたとしても、1人からの寄附として扱います。このことを「親族合算」といいます。以下の例では、役員Yさんとその妻からのそれぞれ5万円ずつの寄附を、基準限度超過額の算出においては、1人から10万円の寄附があったとして計算します。

$$\begin{array}{c} \text{役員Yさん} \\ \text{50,000円} \end{array} + \begin{array}{c} \text{妻} \\ \text{50,000円} \end{array} = \text{Yさん1人から合計100,000円の寄附があったと計算}$$

受入寄附金総額 80万円の場合

$$\begin{array}{c} \text{(Yさんからの寄附金)} \\ \text{100,000円} \end{array} - \begin{array}{c} \text{(基準限度額)} \\ \text{800,000円} \times 10\% \end{array} = \begin{array}{c} \text{(基準限度超過額)} \\ \text{20,000円} \end{array}$$

役員と「特殊な関係」ってどんな関係？

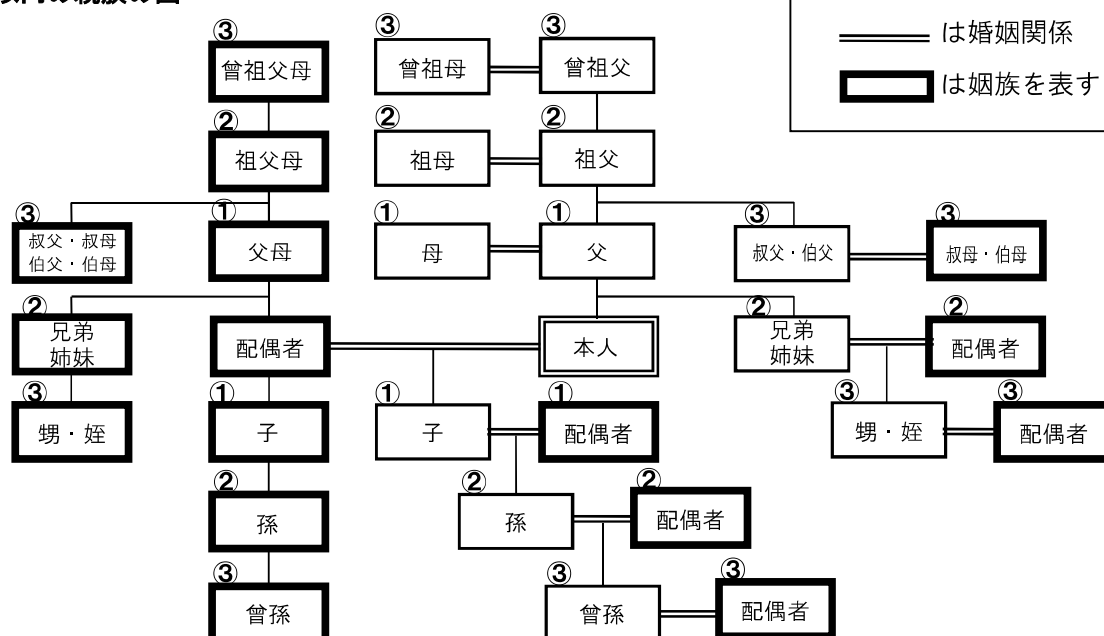
「特殊な関係」とは、以下のような関係をいいます。

- ア. 婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある関係
- イ. 使用人である関係や使用人ではないが、その役員から受ける金銭等によって生計を立てている関係
- ウ. アやイの関係にある者の配偶者や3親等以内の親族で、生計を一にしている関係※

※「生計を一にする」って同居以外でもあり得るの？

「生計を一にする」とは、必ずしも同居を要件とするものではありません。例えば、勤務、就学等の都合上別居している場合であっても、常に生活費、学資金、療養費等の送金が行われている場合や余暇の時間は親族のもとで同居して過ごす場合等は、「生計を一にする」ものとして取り扱われます。

3親等以内の親族の図



(3) 小規模法人の特例

小規模法人でも、認定NPO法人を目指せるよう、相対値基準には小規模法人の特例があります。小規模法人の特例を適用すると、通常では含むことのできない少額寄附金と匿名寄附金を分母・分子の両方に含めて計算することができます。また、役員が寄附者の場合であっても、親族合算(42ページ参照)を行う必要がありません。

相対値基準は、比率で判断するため、次に述べる絶対値基準と比べて、比較的小規模なNPO法人でも認定NPO法人を目指しやすいといえます。小規模法人の特例を適用するためには、以下の2つの条件を満たす必要があります。(NPO法第45条第2項)

小規模法人の特例

- ☐ 少額寄附金と匿名寄附金を分母・分子の両方に含めて計算できる
- ☐ 役員が寄附者の場合であっても、親族合算(42ページ参照)を行う必要がない

小規模法人の特例を適用するための2つの条件

条件①

実績判定期間の総収入金額

実績判定期間の月数

× 12 < 800万円

条件②

実績判定期間において、受け入れた寄附金の額の総額が
3,000円以上である寄附者（役員、社員を除く）の数

≥ 50人

（４）国の補助金等がある場合の計算（選択可）

国等からの補助金、その他国等が反対給付を受けないで交付するものを「国の補助金等」といいます。国等とは、国、地方公共団体、独立行政法人のうち法人税法別表第1に掲げるもの、地方独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人、日本が加盟している国際機関のことです。また、「反対給付を受ける」とは、契約等により、法人からサービス等の対価の提供を受けることを指します。補助金という名称にかかわらず、国等が法人から反対給付（契約等の対価）を受けずに法人に支出したものはここでいう「国の補助金等」に該当します。一方、財団法人や社会福祉法人等の団体が、反対給付を求めないで交付する助成金等については、この要件には該当せず、寄附金として扱われます。

相対値基準には、これらの国の補助金等の額を分子分母に算入するかしないか、どちらか有利な方を選択することができます。

なお、算入できる国の補助金等の額には上限があります。

国の補助金等の算入額の上限

「A 受入寄附金総額」から「B(a) 受入寄附金総額から－するもの」を差し引いた金額が国の補助金等の額として、分子・分母に算入できる上限となりますのでご注意ください。

（５）相対値基準の計算パターン

前述したとおり、相対値基準の場合、小規模法人の特例や国の補助金等を算入するかどうかによって、計算式が変わります。具体的には以下の4パターンあります。どの計算式を選択するのがよいか、法人の状況に合わせて検討しましょう。

		小規模法人の特例	
		適用しない場合	適用する場合
国の補助金等	算入しない場合	事例① P.45	事例③ P.49
	算入する場合	事例② P.47	事例④ P.51

パブリックサポートテストの計算事例

事例① 国の補助金等を算入しない、小規模法人の特例を適用しない場合

法人名：NPO法人〇〇〇子育て支援ネットワーク

※休眠預金等交付金関係助成金は受けていないものとします。

基本的な考え方

相対値基準の計算は、次のとおりです。小規模法人の特例を適用しない場合は、少額寄附金や匿名寄附金を分母・分子ともに含めることはできません。また、国の補助金等を算入しない場合、分母・分子ともに国の補助金等の額は含みません。

$$\frac{\text{受入寄附金総額} - \text{基準限度超過額・少額寄附・匿名寄附} + \text{社員会費}}{\text{総収入金額} - \text{国の補助金等・委託金・少額寄附・匿名寄附・その他}} \geq \frac{1}{5}$$

実績判定期間内の活動計算書を準備します。そこから、計算に該当する金額を抜き出して計算していきます。実績判定期間が2年間である場合は、2事業年度分の活動計算書を参考にすることになりますし、実績判定期間が5年間の場合は、5事業年度分の活動計算書を参考にすることになります。この事例は2年間の場合です。

合算活動計算書 2017年度と2018年度を合算したもの			
科目	金額		
	2017年度	2018年度	合計
I 経常収益			
1 受取会費			
正会員受取会費	705,000	680,000	1,385,000
賛助会員受取会費	1,435,000	1,465,000	2,900,000
2 受取寄附金			
受取寄附金	2,914,012	2,985,988	5,900,000
固定資産受贈益	235,200	0	235,200
3 受取助成金等			
受取民間助成金	2,260,000	1,740,000	4,000,000
受取国庫補助金	0	500,000	500,000
4 事業収益			
〇省△事業受託料	0	1,000,000	1,000,000
主催講座参加料	414,500	535,500	950,000
5 その他収益	110	120	230
経常収益計	7,963,822	8,906,608	16,870,430

正会員受取会費 1,385,000円
うち正会員費 1,235,000円、入会金 150,000円

現物寄附（固定資産受贈益）も活動計算書に計上していれば算入可

この事例では賛助会費のうち対価性のある100万円を寄附からはずしています。

寄附者名簿

寄附者氏名	住所	寄附金額	受領年月日
少額寄附計	〇市△町1-1	12,550	
匿名寄附計	...	27,450	
その他寄附金計	...	6,095,200	
賛助会費計		1,900,000	
民間助成金計		4,000,000	
合計		12,035,200	

受入寄附金総額Cと一致します。

分母の計算

まずは、分母から計算します。実績判定期間内の合計額を計算し、それぞれの項目ごとの額を算出します。

	NPO法人〇〇〇子育て支援ネットワークの場合
総収入金額	16,870,430円 ...A

分母から差し引くもの	NPO法人〇〇〇子育て支援ネットワークの場合
国の補助金等	500,000円
国等からの委託金	1,000,000円
法令に基づいた事業で国または地方公共団体が負担するもの（介護保険事業、障害福祉サービス事業の給付部分）	0円
臨時的な資産売却による収入	0円
遺贈寄附等で基準限度超過額相当部分	0円
少額寄附金（1人あたり1,000円未満）	12,550円
匿名寄附金（氏名と住所が明らかではない）	27,450円
合計	1,540,000円 ...B

分母 = A - B = 16,870,430 - 1,540,000 = 15,330,430

分子の計算

次に分子を計算します。実績判定期間内の合計額を計算し、それぞれの項目ごとの額を算出します。

受入寄附金総額	NPO法人〇〇〇子育て支援ネットワークの場合	現物寄附（固定資産受贈益）を含めることができる。 5,900,000 +235,200 =6,135,200
受取寄附金	6,135,200円	
受取助成金・受取補助金 （国の補助金等を除く）	4,000,000円	
賛助会員受取会費（対価性のないものに限る）	1,900,000円	
合計	12,035,200円	…C

分子から差し引くもの	NPO法人〇〇〇子育て支援ネットワークの場合	対価性のある賛助会費100万円を除外。 大口寄附の公益財団法人〇〇の助成金600,000円 株式会社〇△からの寄附2,000,000円について超過の有無を検討した事例
一者当たりの基準限度超過額		
i) 特定公益増進法人、認定NPO法人からの寄附 ・ 受入寄附金総額の50%を超える部分 事例では12,035,200×0.5=6,017,600	i) …公益財団法人〇〇（特定公益増進法人に該当）の助成金 600,000<3,112,500円のため差し引く必要なし	
ii) それ以外からの寄附 ・ 受入寄附金総額の10%を超える部分 事例では12,035,200×0.1=1,203,520	ii) … 2,000,000-1,203,520=796,480円 i + ii = 796,480円	
少額寄附金（分母から差し引いた額と同額）	12,550円	
匿名寄附金（分母から差し引いた額と同額）	27,450円	
合計	836,480円	…D

$$C - D = 12,035,200 - 836,480 = 11,198,720$$

※41ページの条件を満たしている場合のみ		
条件を満たせば分子に足せるもの	NPO法人〇〇〇子育て支援ネットワークの場合	共益的活動割合=5%だった場合の事例
正会員受取会費（社員会費） × 事業活動に占める共益的な活動を除いた割合 （C-Dの額が限度）	社員会費1,235,000×(100%-5%) =1,173,250円<C-D(11,198,720) したがって足せる額は 1,173,250円	入会金15万円を除外
合計	1,173,250円	…E
法人の選択で分子に足せるもの	NPO法人〇〇〇子育て支援ネットワークの場合	
国の補助金等（C-Dの額が限度）	（分子に足さないことを選択）0円	
合計	0円	…F

$$\text{分子} = C - D + E + F = 11,198,720 + 1,173,250 + 0 = 12,371,970$$

相対値の計算

それぞれ、分母・分子の額が計算できたら、分母の経常収入金額のうち、分子の寄附金等収入金額の占める割合が1/5(20%)以上であるかどうかを確認します。

$$\frac{(\text{分子}) \text{寄附金等収入金額}}{(\text{分母}) \text{経常収入金額}} = \frac{12,371,970}{15,330,430} = 80.7\%$$

パブリックサポートテストの計算事例

事例② 国の補助金等を算入する、小規模法人の特例を適用しない場合

法人名：NPOまちづくり市民塾

※休眠預金等交付金関係助成金は受けていないものとします。

基本的な考え方

相対値基準の計算は、次のとおりです。小規模法人の特例を適用しない場合は、少額寄附金や匿名寄附金を分母・分子ともに含めることはできません。この事例では、国の補助金等を算入するので、分母・分子ともに国の補助金等の額は含みます。つまり、控除せずに、国の補助金等の金額を計算式に入れます（ただし、分子は算入額の上限があります）。

$$\frac{\text{受入寄附金総額} - \text{基準限度超過額・少額寄附・匿名寄附} + \text{社員会費} + \text{国の補助金等}}{\text{総収入金額} - \text{委託金・少額寄附・匿名寄附・その他}} \geq \frac{1}{5}$$

実績判定期間内の活動計算書を準備し、合算活動計算書を作成します。この事例は、実績判定期間が2年間の場合です。

合算活動計算書 2017年度と2018年度を合算したもの			
科目	金額		
	2017年度	2018年度	合計
I 経常収益			
1 受取会費			
正会員受取会費	265,000	255,000	520,000
賛助会員受取会費	702,000	778,000	1,480,000
2 受取寄附金			
受取寄附金	625,010	639,990	1,265,000
3 受取助成金等			
受取民間助成金	1,680,000	1,800,000	3,480,000
受取国庫補助金	2,400,000	2,200,000	4,600,000
4 事業収益			
〇市△事業受託料	18,000,000	15,000,000	33,000,000
施設利用料収益	1,942,500	1,712,500	3,655,000
グッズ販売料収益	1,494,440	987,060	2,481,500
主催講座参加料	917,900	932,100	1,850,000
5 その他収益	11,041	19,009	30,050
経常収益計	28,037,891	24,323,659	52,361,550

正会員受取会費 520,000円
うち正会員費 490,000円
入会金 30,000円

この事例では賛助会費の全額が対価性無しとして、寄附に含めています。

寄附者名簿			
寄附者氏名	住所	寄附金額	受領年月日
...	〇市△町1-1		
少額寄附計		5,500	
...	...		
匿名寄附計		209,500	
...	...		
その他寄附金計		1,050,000	
...			
賛助会費計		1,480,000	
...			
民間助成金計		3,480,000	
合計		6,225,000	

受入寄附金総額Cと一致します。

分母の計算

まずは、分母から計算します。実績判定期間内の合計額を計算し、それぞれの項目ごとの額を算出します。

NPOまちづくり市民塾の場合	
総収入金額	52,361,550円 ...A

分母から差し引くもの	NPOまちづくり市民塾の場合
国の補助金等	0円
国等からの委託金	算入する＝差し引かないことを選択しているため、0円 33,000,000円
法令に基づいた事業で国または地方公共団体が負担するもの（介護保険事業、障害福祉サービス事業の給付部分）	0円
臨時的な資産売却による収入	0円
遺贈寄附等で基準限度超過額相当部分	0円
少額寄附金（1人あたり1,000円未満）	5,500円
匿名寄附金（氏名と住所が明らかではない）	209,500円
合計	33,215,000円 ...B

$$\text{分母} = A - B = 52,361,550 - 33,215,000 = 19,146,550$$

分子の計算

次に分子を計算します。実績判定期間内の合計額を計算し、それぞれの項目ごとの額を算出します。

受入寄附金総額	NPOまちづくり市民塾の場合	
受取寄附金	1,265,000円	
受取助成金・受取補助金 (国の補助金等を除く)	3,480,000円	
賛助会員受取会費(対価性のないものに限る)	1,480,000円	
合計	6,225,000円	…C

分子から差し引くもの	NPOまちづくり市民塾の場合	
一者当たりの基準限度超過額 i) 特定公益増進法人、認定NPO法人からの寄附 ・ 受入寄附金総額の50%を超える部分 事例では $6,225,000 \times 0.5 = 3,112,500$ ii) それ以外からの寄附 ・ 受入寄附金総額の10%を超える部分 事例では $6,225,000 \times 0.1 = 622,500$	i) …公財) 日本財団(特定公益増進法人に該当)の助成金 $760,000 < 3,112,500$ 円のため差し引く必要なし ii) … $2,720,000 - 622,500 = 2,097,500$ 円 <u>$i + ii = 2,097,500$円</u>	大口寄附の公財) 日本財団助成金 760,000円 株式会社△□からの寄附 2,720,000円 について超過の有無を検討した事例
少額寄附金(分母から差し引いた額と同額)	5,500円	
匿名寄附金(分母から差し引いた額と同額)	209,500円	
合計	2,312,500円	…D

$$C - D = 6,225,000 - 2,312,500 = 3,912,500$$

※41ページの条件を満たしている場合のみ		
条件を満たせば分子に足せるもの	NPOまちづくり市民塾の場合	
正会員受取会費(社員会費) × 事業活動に占める共益的な活動を除いた割合 (C-Dの額が限度)	社員会費 $490,000 \times (100\% - 5\%)$ $= 465,500$ 円 $< C - D(3,912,500)$ したがって足せる額は <u>465,500円</u>	共益的活動割合 = 5%だった場合の事例 入会金3万円を除外。
合計	465,500円	…E

法人の選択で分子に足せるもの	NPOまちづくり市民塾の場合	
国の補助金等(C-Dの額が限度)	国の補助金等の額 $= 4,600,000 > C - D(3,912,500)$ したがって足せる額は <u>3,912,500円</u>	
合計	3,912,500円	…F

$$\text{分子} = C - D + E + F = 3,912,500 + 465,500 + 3,912,500 = 8,290,500$$

相対値の計算

それぞれ、分母・分子の額が計算できたら、分母の経常収入金額のうち、分子の寄附金等収入金額の占める割合が $1/5$ (20%) 以上であるかどうかを確認します。

$$\frac{(\text{分子}) \text{寄附金等収入金額}}{(\text{分母}) \text{経常収入金額}} = \frac{8,290,500}{19,146,550} = 43.3\%$$

パブリックサポートテストの計算事例

事例③ 国の補助金等を算入しない、小規模法人の特例を適用する場合

法人名：〇〇〇研究開発NPO

※休眠預金等交付金関係助成金は受けていないものとします。

基本的な考え方

相対値基準の計算は、次のとおりです。小規模法人の特例を適用する場合は、少額寄附金や匿名寄附金は分母・分子ともに含めることができます。そのため、分母・分子ともに差し引く必要がありません。この事例では、国の補助金等を算入しないので、分母・分子ともに国の補助金等の額は含みません。

$$\frac{\text{受入寄附金総額} - \text{基準限度超過額} + \text{社員会費}}{\text{総収入金額} - \text{国の補助金等・委託金・その他}} \geq \frac{1}{5}$$

実績判定期間内の活動計算書を準備し、合算活動計算書を作成します。この事例は、実績判定期間が2年間の場合です。

合算活動計算書 2017年度と2018年度を合算したもの			
科目	金額		
	2017年度	2018年度	合計
I 経常収益			
1 受取会費			
正会員受取会費	100,000	110,000	210,000
賛助会員受取会費	24,000	60,000	84,000
2 受取寄附金			
受取寄附金	100,000	115,550	215,550
3 受取助成金等			
受取国庫補助金	0	100,000	100,000
経常収益計	224,000	385,550	609,550

正会員受取会費	210,000円
うち正会員費	210,000円
入会金	0円

この事例では賛助会費の全額が対価性無しとして、寄附に含めています。

寄附者名簿			
寄附者氏名	住所	寄附金額	受領年月日
...	〇市△町1-1		
少額寄附計	...	550	
匿名寄附計	...	5,000	
その他寄附金計	...	210,000	
賛助会費計	...	84,000	
民間助成金計	...	0	
合計		299,550	

受入寄附金総額Cと一致します。

分母の計算

まずは、分母から計算します。実績判定期間内の合計額を計算し、それぞれの項目ごとの額を算出します。

〇〇〇研究開発NPOの場合	
総収入金額	609,550円 ...A

分母から差し引くもの	〇〇〇研究開発NPOの場合
国の補助金等	100,000円
国等からの委託金	0円
法令に基づいた事業で国または地方公共団体が負担するもの（介護保険事業、障害福祉サービス事業の給付部分）	0円
臨時的な資産売却による収入	0円
遺贈寄附等で基準限度超過額相当部分	0円
少額寄附金（1人あたり1,000円未満）	1円
匿名寄附金（氏名と住所が明らかではない）	1円
合計	100,000円 ...B

小規模法人の特例適用の場合、差引不要

$$\text{分母} = A - B = 609,550 - 100,000 = 509,550$$

分子の計算

次に分子を計算します。実績判定期間内の合計額を計算し、それぞれの項目ごとの額を算出します。

受入寄附金総額	〇〇〇研究開発NPOの場合
受取寄附金	215,550円
受取助成金・受取補助金 (国の補助金等を除く)	0円
賛助会員受取会費(対価性のないものに限る)	84,000円
合計	299,550円 …C

分子から差し引くもの	〇〇〇研究開発NPOの場合
一者当たりの基準限度超過額	
i) 特定公益増進法人、認定NPO法人からの寄附 ・ 受入寄附金総額の50%を超える部分 事例では $299,550 \times 0.5 = 149,775$	i) …該当する寄附なしのため 0円
ii) それ以外からの寄附 ・ 受入寄附金総額の10%を超える部分 事例では $299,550 \times 0.1 = 29,955$	ii) … $100,000 - 29,955 = 70,045$ 円 $i + ii = 70,045$ 円
少額寄附金(分母から差し引いた額と同額)	—円
匿名寄附金(分母から差し引いた額と同額)	—円
合計	70,045円 …D

Aさん寄附金
100,000円
1件が該当。
それ以外の寄附は
該当しない事例

小規模法人の特例適用の場合、
差引不要

$$C - D = 299,550 - 70,045 = 229,505$$

※41ページの条件を満たしている場合のみ

条件を満たせば分子に足せるもの	〇〇〇研究開発NPOの場合
正会員受取会費(社員会費) × 事業活動に占める共益的な活動を除いた割合 (C-Dの額が限度)	0円
合計	0円 …E

社員20名未満のため、
分子に足すための
条件を満たさ
なかった事例

法人の選択で分子に足せるもの	〇〇〇研究開発NPOの場合
国の補助金等(C-Dの額が限度)	(分子に足さないことを選択) 0円
合計	0円 …F

$$\text{分子} = C - D + E + F = 229,505 + 0 + 0 = 229,505$$

相対値の計算

それぞれ、分母・分子の額が計算できたら、分母の経常収入金額のうち、分子の寄附金等収入金額の占める割合が $1/5$ (20%) 以上であるかどうかを確認します。

$$\frac{(\text{分子}) \text{寄附金等収入金額}}{(\text{分母}) \text{経常収入金額}} = \frac{229,505}{509,550} = 45.0\%$$

パブリックサポートテストの計算事例

事例④ 国の補助金等を算入する、小規模法人の特例を適用する場合

法人名：特定非営利活動法人△○川流域保全グループ

※休眠預金等交付金関係助成金は受けていないものとします。

基本的な考え方

相対値基準の計算は、次のとおりです。小規模法人の特例を適用する場合は、少額寄附金や匿名寄附金は分母・分子ともに含めることができます。そのため、分母・分子ともに差し引く必要がありません。この事例では、国の補助金等を算入するので、分母・分子ともに国の補助金等の額は含みます。つまり、控除せずに、国の補助金等の金額を計算式に入れます（ただし、分子は算入額の上限があります）。

$$\frac{\text{受入寄附金総額} - \text{基準限度超過額} + \text{社員会費} + \text{国の補助金等}}{\text{総収入金額} - \text{委託金・その他}} \geq \frac{1}{5}$$

実績判定期間内の活動計算書を準備し、合算活動計算書を作成します。この事例は、実績判定期間が2年間の場合です。

合算活動計算書 2017年度と2018年度を合算したもの			
科目	金額		
	2017年度	2018年度	合計
I 経常収益			
1 受取会費			
正会員受取会費	75,000	60,000	135,000
賛助会員受取会費	13,000	17,000	30,000
2 受取寄附金			
受取寄附金	112,410	243,090	355,500
3 受取助成金等			
受取民間助成金	100,000	100,000	200,000
受取国庫補助金	250,000	250,000	500,000
4 事業収益			
○県△事業受託料	0	200,000	200,000
イベント事業収益	15,250	59,750	75,000
5 その他収益	30,003	30,002	60,005
経常収益計	595,663	959,842	1,555,505

正会員受取会費 135,000円
うち正会員費 120,000円
入会金 15,000円

この事例では賛助会費の全額が対価性無しとして、寄附に含めています。

寄附者名簿			
寄附者氏名	住所	寄附金額	受領年月日
少額寄附計	○市△町1-1	1,500	
匿名寄附計	うち10万円はAさんからの遺贈寄附	10,000	
その他寄附金計		344,000	
賛助会費計		30,000	
民間助成金計		200,000	
合計		585,500	

受入寄附金総額Cと一致します。

分母の計算

まずは、分母から計算します。実績判定期間内の合計額を計算し、それぞれの項目ごとの額を算出します。

	特定非営利活動法人△○川流域保全グループの場合
総収入金額	1,555,505円 ……A

分母から差し引くもの	特定非営利活動法人△○川流域保全グループの場合
国の補助金等	0円
国等からの委託金	算入する＝差し引かないことを選択しているため、0円
法令に基づいた事業で国または地方公共団体が負担するもの（介護保険事業、障害福祉サービス事業の給付部分）	0円
臨時的な資産売却による収入	0円
遺贈寄附等で基準限度超過額相当部分	100,000円のうち、基準限度超過額である41,450円をここに記載。
少額寄附金（1人あたり1,000円未満）	41,450円
匿名寄附金（氏名と住所が明らかではない）	1円
合計	241,450円 ……B

小規模法人の特例適用の場合、差引不要

$$\text{分母} = A - B = 1,555,505 - 241,450 = 1,314,055$$

分子の計算

次に分子を計算します。実績判定期間内の合計額を計算し、それぞれの項目ごとの額を算出します。

受入寄附金総額	特定非営利活動法人△〇川流域保全グループの場合
受取寄附金	355,500円
受取助成金・受取補助金 (国の補助金等を除く)	200,000円
賛助会員受取会費(対価性のないものに限る)	30,000円
合計	585,500円

…C

分子から差し引くもの	特定非営利活動法人△〇川流域保全グループの場合
一者当たりの基準限度超過額 i) 特定公益増進法人、認定NPO法人からの寄附 ・ 受入寄附金総額の50%を超える部分 事例では $585,500 \times 0.5 = 292,750$ ii) それ以外からの寄附 ・ 受入寄附金総額の10%を超える部分 事例では $585,500 \times 0.1 = 58,550$	i) …公財) 日本財団(特定公益増進法人に該当)の助成金 $200,000 < 292,750$ のため差し引く必要なし ii) … $100,000 - 58,550 = 41,450$ 円 $i + ii = 41,450$ 円
少額寄附金(分母から差し引いた額と同額)	—円
匿名寄附金(分母から差し引いた額と同額)	—円
合計	41,450円

大口寄附の公財) 日本財団助成金 200,000円
Aさん寄附金 100,000円
について超過の有無を検討した事例

小規模法人の特例適用の場合、差引不要

…D

$$C - D = 585,500 - 41,450 = 544,050$$

※41ページの条件を満たしている場合のみ

条件を満たせば分子に足せるもの	特定非営利活動法人△〇川流域保全グループの場合
正会員受取会費(社員会費) × 事業活動に占める共益的な活動を除いた割合 (C-Dの額が限度)	社員会費 $120,000 \times (100\% - 10\%)$ $= 108,000$ 円 $< C - D(544,050)$ したがって足せる額は <u>108,000円</u>
合計	108,000円

共益的活動割合=10%だった場合の事例

入会金1万5千円を除外

…E

法人の選択で分子に足せるもの	特定非営利活動法人△〇川流域保全グループの場合
国の補助金等(C-Dの額が限度)	国の補助金等の額 $= 500,000 < C - D(544,050)$ したがって足せる額は <u>500,000円</u>
合計	500,000円

…F

$$\text{分子} = C - D + E + F = 544,050 + 108,000 + 500,000 = 1,152,050$$

相対値の計算

それぞれ、分母・分子の額が計算できたら、分母の経常収入金額のうち、分子の寄附金等収入金額の占める割合が1/5(20%)以上であるかどうかを確認します。

$$\frac{(\text{分子}) \text{寄附金等収入金額}}{(\text{分母}) \text{経常収入金額}} = \frac{1,152,050}{1,314,055} = 87.6\%$$

3. 絶対値基準 (1号基準 パブリックサポートテスト)

収入規模の大きなNPO法人にとって、総収入金額の20%以上の寄附金を集めるのは大変で、相対値基準をクリアするのはとてつもなくハードルが高いことでした。そのため、事業型NPO法人でも、一定以上の市民の寄附に支えられている事実があれば認定されるようにと作られた制度が、絶対値基準です。

絶対値基準は、実績判定期間内の各事業年度において、寄附金の額の総額が3,000円(※1)以上である寄附者の合計数が年平均100人以上であることによって、公益性を判断し、基準を満たすとする制度です。つまり、寄附金の総額が3,000円以上の寄附者が100人以上いるかどうかを判定するのです。年平均で判定することが可能であるため、絶対値基準は次の算式で計算します。実績判定期間内の各事業年度単位で、年3,000円以上の寄附者数が100人以上である場合には、計算式に当てはめる必要はなく、基準を満たしていることになります。

$$\frac{\text{実績判定期間内の各事業年度中の寄附金の額の総額が3,000円(※1)以上の寄附者の合計人数} \times 12}{\text{実績判定期間の月数}} \geq 100人$$

寄附者の数え方

- ☐ 寄附者の氏名（または法人名）とその住所が明らかな寄附者のみを数えます。
- ☐ 寄附者本人と生計を一にする者（43ページ参照）を含めて1人と数えます。
- ☐ 寄附者が認定を申請しようとするNPO法人の役員やその役員と生計を一にする者（43ページ参照）である場合は、寄附者として含めることができません。

月数の数え方

- ☐ 月数は暦に従って計算（※2）し、1月未満の端数は切り上げて1月とします。

役員かどうか、生計を一にするかどうかを判断する時期

寄附をしたときの現況で判断します。つまり、年度末において役員であったとしても、寄附をしたときに役員でなければ寄附者数の中にカウントしても差し支えありません。

※1 休眠預金等交付金関係助成金は除外します。

※2 「暦に従って計算する」とは、1か月を30日として日に換算して計算するのではなく、太陽暦に従って計算することをいいます。

夫婦の寄附はどうかカウントするの？

寄附者と生計を一にする者を含めて1人として考えることになりますので、事業年度の合計が3,000円を超えていれば、1人として数えてよいことになります。つまり、合計金額で判断します。

	夫 2,000円	+		妻 1,000円	=	合計3,000円 ≥ 3,000円 なので、1人としてカウント
	夫 3,000円	+		妻 3,000円	=	合計6,000円であるが、生計を一にしている ので3,000円 × 2 = 2人ではなく 1人としてカウント

絶対値基準の計算事例

※初回申請の場合の事例(実績判定期間2年)

事例① 1期目・2期目とも100人以上の場合

実績判定期間 1期目	実績判定期間 2期目	
 12か月 109人	+	 12か月 130人
		= $\frac{(109人 + 130人) \times 12}{(12か月 + 12か月)} = 119人$

事例② 1期目100人未満・2期目100人以上の場合

$$\begin{array}{c} \text{実績判定期間} \\ \text{1期目} \\ \text{12か月} \\ \text{57人} \end{array} + \begin{array}{c} \text{実績判定期間} \\ \text{2期目} \\ \text{12か月} \\ \text{141人} \end{array} = \frac{(57人+141人) \times 12}{(12か月+12か月)} = 99人$$

事例③ 1期目100人未満・2期目100人以上の場合

$$\begin{array}{c} \text{実績判定期間} \\ \text{1期目} \\ \text{12か月} \\ \text{57人} \end{array} + \begin{array}{c} \text{実績判定期間} \\ \text{2期目} \\ \text{12か月} \\ \text{178人} \end{array} = \frac{(57人+178人) \times 12}{(12か月+12か月)} = 117人$$

事例④ 1期目が設立1期のため7か月の場合

$$\begin{array}{c} \text{実績判定期間} \\ \text{1期目} \\ \text{7か月} \\ \text{63人} \end{array} + \begin{array}{c} \text{実績判定期間} \\ \text{2期目} \\ \text{12か月} \\ \text{113人} \end{array} = \frac{(63人+113人) \times 12}{(7か月+12か月)} = 111人$$

同じ人が複数回寄附している場合はどう考えるの？

寄附金の額が合計3,000円かどうかは、実績判定期間内の事業年度ごとの合計額で判定することになります。AさんとBさん、Cさんが事業年度4月1日から翌3月31日のNPO法人に寄附した事例で考えると、以下ようになります。

Aさん	実績判定期間 1期目 2017年度	2017年4月	2,000円	}	合計5,000円 $\geq$ 3,000円 なので、 1人としてカウント
		2017年5月	2,000円		
		2018年2月	1,000円		
	実績判定期間 2期目 2018年度	2018年6月	1,000円	}	合計3,000円 $\geq$ 3,000円 なので、 1人としてカウント
		2018年8月	1,000円		
		2019年1月	1,000円		
Bさん	実績判定期間 1期目 2017年度	2017年4月	5,000円	}	合計10,000円 $\geq$ 3,000円 なので、 1人としてカウント
		2017年5月	4,000円		
		2017年8月	1,000円		
	実績判定期間 2期目 2018年度	2018年6月	1,000円	}	合計1,000円 $<$ 3,000円 なので、 1人としてカウントしない
Cさん	実績判定期間 1期目 2017年度	2017年9月	1,000円	}	合計2,000円 $<$ 3,000円 なので、 1人としてカウントしない
		2017年12月	1,000円		
	実績判定期間 2期目 2018年度	2018年6月	1,000円	}	合計2,000円 $<$ 3,000円 なので、 1人としてカウントしない
		2018年9月	1,000円		

4. 条例個別指定基準（1号基準 パブリックサポートテスト）

これまで述べてきた相対値基準と絶対値基準は、いずれもNPO法人の公益性を活動内容ではなく、寄附金や寄附者数といった数値で判断する基準です。これらと全く異なった考え方をするのが、この条例個別指定基準です。条例個別指定基準とは、「都道府県または市区町村の条例によって個人住民税の寄附金税額控除の対象となる法人として個別に指定を受けていること」をいいます。ただし、認定NPO法人として認定を受けるための申請書を提出した前日において、条例の効力が生じていなければならず、かつ個別に指定されている必要があります。また、条例が施行された都道府県または市区町村内に事務所を有するNPO法人が対象です。

もともと条例個別指定制度は、都道府県や市区町村内にあるNPO法人の活動が、その地域住民の生活に寄与しており、行政施策に沿ったものであれば、条例で個別に指定し、そのNPO法人への寄附金を住民税の寄附金控除の対象とすることによって、そのNPO法人の活動を支援しようということで作られました。都道府県や市区町村が住民の代表である議会の議決を経て、条例で個別に指定するという民主的なプロセスにより、個人住民税を免除すべきであるという意思決定をすることは、広くたくさんの市民に支えられていることと同一視するに値すると判断できることから、指定されたNPO法人については、パブリックサポートテストをクリアするものとして取り扱うことになりました。

この条例指定のことを21ページで述べたように、住民税の寄附金控除について定められた地方税法の条文番号(※)から「4号指定」と呼んでいます。4号指定を受けたNPO法人は、パブリックサポートテスト以外の他の基準を満たし、申請をして認められれば認定NPO法人になることができます。認定NPO法人としての申請をしなければ、住民税の控除だけを認められた一般のNPO法人ということになります。

この指定を受けるには、指定を受けたいNPO法人がそれぞれ自治体に申請をし、指定を受けることになります。自治体によっては、この4号指定をそもそも実施していない場合もありますので、法人の事務所が所在する自治体でご確認ください。

※都道府県：地方税法第37条の2第1項第4号 市区町村：同法第314条の7第1項第4号

条例の個別指定っていつ受けていけばいいの？

条例個別指定基準によって、認定基準をクリアする場合は、認定申請をする前日までに条例で指定されている必要があります。つまり、認定申請書を提出する前日において指定されていなければなりません。

また、都道府県または市区町村の条例の効力が生じているかどうかにも注意が必要です。条例の効力が生じるとは、その条例が地方自治法第16条に基づいて公布され、かつ施行されていることをいいます。

条例が施行された都道府県または市区町村内に事務所を有するNPO法人って？

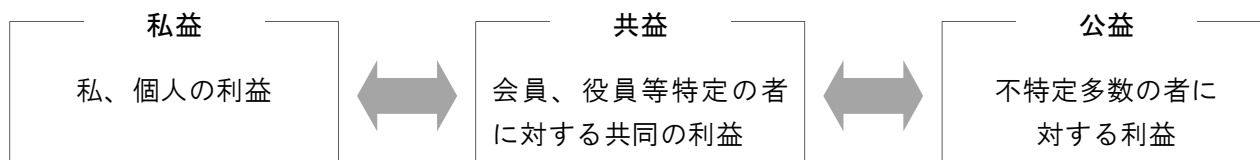
条例個別指定基準を満たすためには、条例が施行された都道府県または市区町村内に事務所を有する法人でなければなりません。したがって、条例の個別指定を受けたNPO法人であっても、その条例を制定した都道府県または市区町村内に事務所がなければ、パブリックサポートテストを満たしたことはありません。その場合は、相対値基準または絶対値基準のいずれかの方法をもってパブリックサポートテストをクリアする必要があります。

なお、この場合の事務所とは、定款において定められた事務所のことをいいます。主たる事務所かその他の事務所かは問いません。

5. 2号基準 共益性に関する基準

(1) 共益性に関する基準とは

共益性とは、会員等の一部の限定したメンバーのみというような特定の人を対象としたという意味です。共益と対比するものとして、私益、公益があります。



そもそもNPO法人はNPO法第2条第1項において、「不特定多数のものの利益の増進に寄与することを目的とすること」と規定されており、公益的な活動を行うことを前提としています(詳しくは、『1 設立・運営編』16ページを参照ください。)。また、認定NPO法人等になると、税制優遇を受けることができることから、一般のNPO法人以上に、公益性が求められます。よって、実績判定期間において、全体の活動のうち、以下のような共益的活動の占める割合が50%未満かどうかを確認することによって、公益性を判断することになっています。

共益的活動

- ① 会員等に対する資産の譲渡および会員等が対象である活動
- ② 特定の範囲の者に便益が及ぶ活動
- ③ 特定の著作物又は特定の者に関する活動
- ④ 特定の者の意に反した活動

これらの活動の合計が
全体の活動の
50%未満

具体的には、以下のような計算をすることによって判断します。しかし、無償のボランティアに支えられている活動等の場合、事業費の金額を見ただけでは、共益性を判断できないケースもあります。そういった場合は、従事者の作業時間数等、その他の合理的な指標によって算定した割合で判断することもできます。

共益的活動に係る事業費の合計

< 50%

管理費を除く総事業費の合計

では、上記の共益的活動を具体的に考えてみると、どのような活動が該当するのでしょうか。4つの共益的活動の一つひとつ具体的に考えてみましょう。

(2) 会員等に対する資産の譲渡等および会員等が対象である活動

会員等のみを対象とした物品の販売やサービスの提供、イベントや会議、会報の発行は、これに該当するとみなされます。会員等とは「会員またはこれに類する者(NPO法人の運営または業務の執行に関係しない者で一定の者を除く)」のことをいいます。

会員に類する者

- ☐ 当該申請に係るNPO法人から継続的に若しくは反復して資産の譲渡等を受ける者または相互の交流、連絡若しくは意見交換に参加する者として、NPO法人の帳簿書類等に氏名または名称が記載された者であって、そのNPO法人から継続的に若しくは反復して資産の譲渡等を受け、または相互の交流、連絡若しくは意見交換に参加する者
- ☐ 当該申請に係るNPO法人の役員

NPO法人の運営または業務の執行に関係しない者で一定の者

- ☐ NPO法人が行う不特定多数の者を対象とする資産の譲渡等の相手方であって、当該資産の譲渡等以外のNPO法人の活動に関係しない者

具体的には、登録された会員を対象として継続的・反復的に行われるカルチャースクールの活動や講習会のような活動、サークルや同窓会のような活動はこの規定に該当するといえます。過去の参加者のみに案内状を送付し、過去の参加者のみが参加したというようなシンポジウムや講座等は、実態として過去の参加者のみを対象とした活動であるため、共益的と判断されますので、注意が必要です。

ただし、「資産の譲渡等のうち対価を得ないで行われるその他一定のもの」は除かれます。詳しくは以下のようになります。

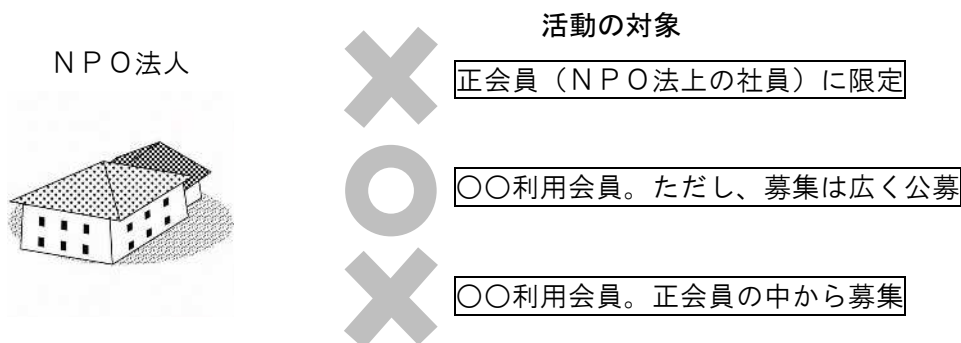
資産の譲渡等のうち対価を得ないで行われるその他一定のもの

- ☐ NPO法人による資産の譲渡等で、通常対価の概ね10%程度以下のものおよび資産の譲渡等に付随する交通費、消耗品費その他の費用で実費相当額以下のものを会員等から得て行うもの
- ☐ NPO法人が行う役務提供の対価として、地域別最低賃金額と役務提供従事者の作業時間数に基づいて算出される金額に概ね相当する額以下のものおよび付随費用の対価としてその実費相当額以下のものを会員等から得て行うもの
- ☐ NPO法別表第19号に掲げる活動または同表第20号に基づき同表第19号に準ずる活動を主たる目的とする法人が行う活動(公益社団法人、公益財団法人もしくは認定NPO法人の会員等が参加するものに限る)に対する助成

利用会員を対象とした活動って共益的活動とみなされるの？

介護サービスを行うNPO法人等において、定期的なサービス提供のために、会員登録制度を設けているようなケースがあります。つまり、介護サービスを利用するための「利用会員」制度です。こういったケースでは、会員となった者以外はそのサービスを受けることができないといった場合も少なくありません。このような制度を採用している法人であっても、利用会員となるために特に資格等が必要なわけではなく、そのサービスを受けることを必要とする者であれば誰でも会員となることができ、その利用会員がサービスの利用以外にNPO法人の業務や活動に携わらないような場合は、共益的とはみなされません。つまり、募集自体を限定していない、サービス利用限定の会員向けの活動であれば問題ありません。

サービスの利用以外にNPO法人の業務や活動に携わっている例として、NPO法上の正会員のみを利用会員として対象としているようなケースであれば、正会員はそのNPO法人の構成員であるため、共益的活動とみなされます。



利用人数に制限がある活動って共益的活動とみなされるの？

障がい者支援を行うNPO法人等において、施設の広さ等の物理的な理由によってそのサービスの利用人数を制限せざるを得ない場合があります。この場合、サービスの受益者が限定されますが、募集等を限定せず、サービスを受けることを必要とする者であれば誰でも利用者となることができるような場合は、共益的とはみなされません。

広く募集したけれど、結果的に会員のみしか集まらなかった場合は？

実質的に広く募集されたかどうか、募集方法等を確認して判断することになります。

(3) 特定の範囲の者に便益が及ぶ活動

特定の範囲の者とは、以下のような者のことをいいます。

- ① 会員等
- ② 特定の団体の構成員
- ③ 特定の職域に属する者
- ④ 特定の地域として内閣府令で定める地域に居住または事務所その他これに準ずるものを有する者

〇〇会社の社員等のように、特定の職域に属する者の賃金の増額や勤務時間の縮減等を求めて、経営者等に対して要望する労働組合のような活動や、特定の地域に居住する者の日照権を守るために高層ビルを建築しようとする者等に要望するような活動等がこれに該当します。

④の特定の地域とは、一つの市町村(東京都の特別区の存する区域および指定都市にあっては、区)の区域の一部で地縁に基づく地域のことをいいます。つまり、自治会や町内会等の地域的な共同活動を行っている地域を指します。市町村程度の単位であれば、この特定の地域に該当するとはいえません。

ただし、都道府県または市区町村が、個人住民税の寄附金税額控除の対象として条例により個別指定したNPO法人については、④を除いて判断することができます。そもそも市町村等の条例個別指定は、その区域内の身近な課題を解決するNPO法人を支援しようという趣旨で作られた制度だからです。

被災地等特定地域の復興のために行う活動って共益的活動とみなされるの？

被災地の中でも〇〇町内会に限定して行う活動等、「一つの市町村の区域の一部で地縁に基づく地域」に該当すれば、共益的活動に当たります。ただし、「被災地域」全域を対象として行う活動で、結果的に〇〇地域に注力したものであると確認できるような場合は、共益的活動に当たらない可能性もあります。そのような場合は、活動内容等を十分に確認した上で、判断されます。

(4) 特定の著作物又は特定の者に関する活動

〇〇さんを応援するファンクラブといったような特定の著作物や特定の者に関する普及啓発活動、広報宣伝活動等がこれに該当します。この場合の著作物とは、著作権法の保護の対象になるものに限りません。ただし、現在において一般的に普通名詞で表現されるようになったものは、この著作物には該当しません。

(5) 特定の者の意に反した活動

特定の者の意に反した活動とは、例えばダム建設反対等のような何らかの反対運動のために直接抗議を行うような活動や、特定の商品を買わないことを通じて運動するといった不買運動のような活動が考えられます。

6. 3号基準 運営組織及び経理に関する基準

（１）運営組織及び経理に関する基準とは

認定NPO法人等は、多くのNPO法人が存在する中で、所轄庁が認め、税制優遇を受けることができる法人です。そのため、認定NPO法人は、高い信頼性を有することができるのです。そんな認定NPO法人等が、仮に一部の人のみの偏った組織運営をしていたり、お金を不正に扱っていたりしては、税制優遇を受ける法人に値するとはいえません。税制優遇を受け、多くの人に信頼されて存在するためには、活動内容が素晴らしいだけでなく、その活動内容にふさわしい運営組織である必要があります。そのため、認定の基準には、運営組織が適正かどうか、経理が適正かどうかを確認する基準が設けられています。具体的には、運営組織および経理に関して、以下のような基準を満たすことが求められています。いずれにも適合していなければなりません。

- ① 役員の総数のうち、役員とその配偶者および3親等以内の親族、役員と特殊の関係にある者の数の占める割合が1／3以下であること
- ② 役員の総数のうち、特定の法人（その法人との間に一定の関係のある法人を含みます。）の役員または使用人である者ならびにこれらの者と親族関係を有する者ならびにこれらの者と特殊の関係にある者の数の占める割合が1／3以下であること
- ③ 各社員の表決権が平等であること
- ④ 会計について公認会計士もしくは監査法人の監査を受けているか、または青色申告法と同等の帳簿書類の備え付け、取引の記録、保存をしていること
- ⑤ 不適正な経理が行われていないこと

（２）運営組織に関する基準

上記①～③の規定は、特定の個人や法人等の利益を目的としていないかどうかを確認するための基準です。一つひとつ具体的に考えてみましょう。

① 役員の総数のうち、役員とその配偶者および3親等以内の親族、役員と特殊の関係にある者の数の占める割合が1／3以下であること

この基準は、そのNPO法人の活動が一部の親族等といった偏ったメンバーによって運営されていないかどうかを確認するために定められています。3親等以内の親族については、43ページの図を参考にしてください。

では、「役員と特殊の関係にある」とはどのような関係のことをいうのでしょうか。

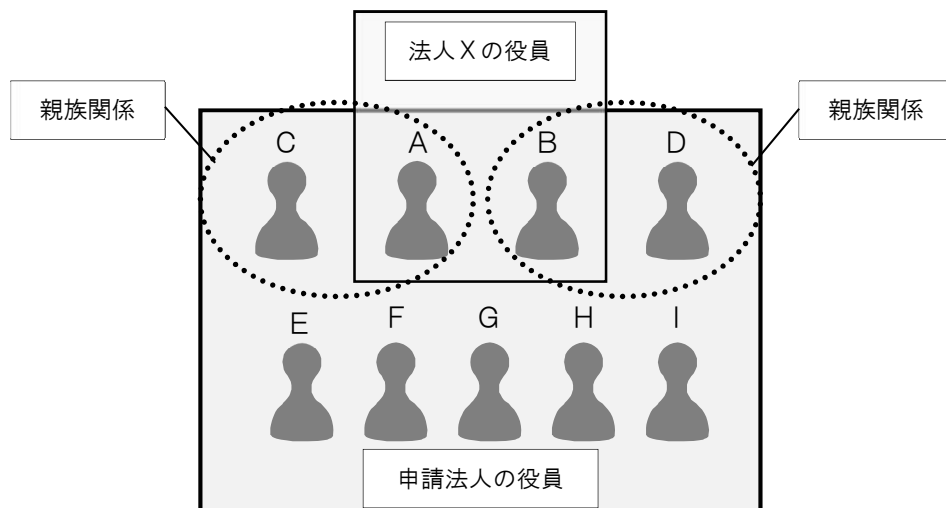
特殊の関係とは

- ① 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係
- ② 使用人である関係
- ③ 使用人以外の者でその法人の役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係
- ④ ①～③に掲げる関係のある者の配偶者および3親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている（43ページ参照）関係

② 役員の総数のうち、特定の法人（その法人との間に一定の関係のある法人を含みます。）の役員または使用人である者ならびにこれらの者と親族関係を有する者ならびにこれらの者と特殊の関係にある者の数の占める割合が1／3以下であること

この基準は、そのNPO法人の活動が一部の法人やその役員、使用人等といった偏ったメンバーによって運営されていないかどうかを確認するために定められています。では、どのようなケースがこの基準を満たさない場合となるのか、次ページに具体的な事例を記載します。

例えば、役員が9人在籍している申請法人の事例で考えてみましょう。9人の役員のうち理事Aと理事Bが法人Xの役員(または使用人)であるとし、これだけだと特定の法人の役員、使用人等の占める割合が3分の1以下ですので基準を満たすことになりますが、仮に申請法人の監事Cが理事Aの親族であり、また理事長Dが理事Bの親族であった場合、CとDも法人Xの「役員または使用人である者ならびにこれらの者と親族関係を有する者」に含まれるので、9人中4人が該当することになり、基準に抵触してしまいます。

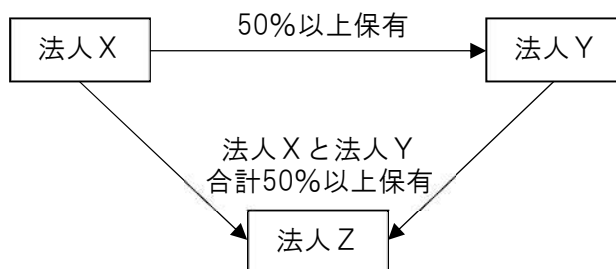


また、「一定の関係のある法人」とは、その法人の発行済の株式や出資の総額の50%を直接的または間接的に保有する関係にある法人のことをいいます。以下のようなケースに該当するときも、他の法人の発行済株式または出資の総額の50%を保有するとみなされます。それぞれのケースで、法人Yおよび法人Zは法人Xと一定の関係のある法人となります。

ケース①



ケース②



これら2つの基準を満たせない役員がいる場合は、該当する役員に辞任してもらうか、役員総数を増やさなければなりません。

また、万一、事故による役員の欠員でこの基準に抵触する等、認定または特例認定申請しようとするNPO法人の責任ではない理由でこの基準に適合しなくなった場合は、一時的に基準を満たさない時期があっても、速やかに辞任してもらうか、役員総数を増やすといった対応をすることによって、この基準を満たすことが認められれば、この基準を継続して満たしているものと判断されます。

③ 各社員の表決権が平等であること

一般のNPO法人は、定款で例外を定めない限り社員の表決権が平等であることが原則とされています。これは、公益活動を行う法人として、民主的な組織運営がなされることを理想とすることから作られた仕組みです。認定NPO法人等においては、一般のNPO法人以上に公益的であることが求められることから、各社員の表決権が例外なく平等であることが要件として規定されています。

（３）経理に関する基準

認定NPO法人等は、「多くの市民から支えられていること」が基本的な考え方です。市民から期待され、使命を託されているわけですから、相応の説明責任を果たす義務があります。会計はその説明責任を果たす上で欠かすことのできないものです。多くの市民からの信頼にこたえる正確で一定レベルに達した適正な経理処理が行われていることが証明できなければなりません。

そこで、社会からの信頼にこたえられる適正な会計のために2つの基準が定められています。1つ目に、公認会計士や監査法人の監査を受けていること、または、青色申告法人と同等の取引記録、帳簿の保存を行っていること、2つ目に不適正な経理が行われていないことです。

公認会計士 or 監査法人
の監査を受けていること

または

青色申告法人と同等の取引記録、
帳簿の保存を行っていること

かつ

不適正な経理が
行われていないこと

では、青色申告法人とは、どのような法人をいうのでしょうか。日本の税制度の一部は、申告納税制度が採用されています。つまり、所得金額に応じて税務署等側から請求があるのではなく、自らが申告して納税しなければならないのです。正確に申告するためには、収入金額や必要経費等の日々の取引を正しく記帳し、それらの証拠となる書類をしっかりと保存しておく必要があります。そこで、一定水準を満たした記帳をし、その記帳に基づいて正しく申告をする人については、納税の際の計算において有利な扱いが受けられる制度があります。これを青色の用紙を使って申告していたことから、青色申告制度といいます。青色申告を行うには一定の適正な経理処理が求められることから、認定審査における適正な経理を行っているかの判断に関しても、青色申告法人と同等の取引記録、帳簿の保存を行っているかどうかが基準のひとつとされています。

このように、一定水準を満たす会計帳簿と計算書類を作成するためには、日常の会計業務に、**①すべての取引を発生順(日付順)に記録する機能**と、**②取引を勘定科目ごとに記録・集計して合計額を算出する機能**を持たせなければなりません。

① すべての取引を発生順(日付順)に記録する機能

会計は「資金を管理し記録する」ことから始まります。この「記録する」という段階が、実は最も不正が起こりやすい局面です。この段階で自己管理責任を認識し、間違いや不正発生を事前に防止する仕組みが必要なのです。その仕組み、つまり、組織における資金の動きの事実を正確に記帳し、その記帳された会計帳簿から貸借対照表や活動計算書が作成される仕組みのことを「正規の簿記の原則」といいます。「正規の簿記の原則」については、『1 設立・運営編』115ページを参照ください。

正規の簿記の原則に従って記帳するための書式・書類としては、以下のようなものがあげられますが、法人の規模や人員体制、拠点状況によって違いがあります。目的とする機能を果たしていれば、必ずしも形式にこだわりますが、いずれも、適時適正に作成する必要があります。

□ 入金・出金・振替伝票(伝票制)

現金の入金出金を記録する「入金伝票」「出金伝票」と、現金を通さない取引を記録する「振替伝票」があります。いずれも取引を記録するものであり、別途、現金残高の管理が必要です。

□ 現金出納帳・預金出納帳

資金の出入りの記録を記載し、当日の残高を明確にする帳簿。(支払の事実だけを羅列記録して、残高を明らかにしていないものは不可)

□ 仕訳帳

すべての取引を取引の発生順に、年月日、内容、勘定科目および金額を記載した帳簿。

□ 上記記録に伴う証憑書類とその適切なファイリング

資金の出入りを証明する書類。契約書・請求書・納品書・領収証・仕切書・補助金等申請書、決定通知書等、資金の動きに関する書類について、第三者が見てわかりやすいようにファイリングします。

② 取引を勘定科目ごとに記録・集計して合計額を算出する機能

日々の取引を科目ごとに集計し、整理することで、その法人の全体の経営状態等を把握することができます。

ここで求めている適正な会計処理のためには、NPO法人として会計に対する組織の自己管理、自己責任の意識を高め、自らが作成する計算書類の信頼性を高めることが重要です。認定審査のためだけの会計ではなく、NPO法人として、支えられている多くの市民への説明責任を果たすための会計をしましょう。

□ 試算表・貸借対照表・活動計算書

試算表とは、日常の記録手続きが正しく行われているかどうかを確認することを目的として、借方貸方同額確認を原則として集計作業を行ったものをいいます。貸借対照表と活動計算書の作成でも構いませんがそれぞれの貸借差額が一致していることが必要です。これらの計算書を毎月、定期的に作成していることが重要です。決算のときだけしか作成しないというのでは、継続性、秩序性があるとはいえません。

□ 総勘定元帳

すべての取引を勘定科目別に発生順に記録した帳簿。法人に必要なすべての勘定科目を包含するもので、勘定科目ごとに、年月日、相手方勘定科目、金額、内容等の記載が必要です。これは、正規の簿記の原則に従って記帳された伝票や出納帳等から、適時に転記され、秩序をもって作成されていることが原則であり、各勘定科目の合計額は、試算表（貸借対照表、活動計算書）と一致していなければなりません。

また、複数事業を実施している場合には、事業ごとの収益・費用を把握する必要があるため、総勘定元帳も事業別（部門別）に区分した上で、勘定科目別に整理、記帳していることが求められます。定款で「その他の事業」を定めている場合にも、同様に区分して記帳しなければなりません。

□ 補助簿

特定の勘定科目の内訳明細を別途作成したもの。この補助簿を作成することで、総勘定元帳だけではわからない詳細な情報を得ることが可能となり、また、補助簿作成者が別の担当者である場合には、同じ取引についての記録を照合することで、誤りや不正を発見できる可能性もあります。

例：商品有高帳・寄附者名簿・会費リスト・固定資産台帳等

□ 帳簿類の保存

7年間

「社会からの信頼にこたえられる適正な会計」に必要なこと

NPO法人の会計の目的は、一般市民に対し自らの活動実態をより忠実にわかりやすく表現する会計報告をし、情報公開に資することです。その会計報告の「正確性・信頼性」を裏付けるためには、NPO法第27条に規定されている「正規の簿記の原則」に従い正しく会計処理を行い、「真実を証明できること」「明瞭でわかりやすいこと」「継続性のある処理であること」が求められます。そして適時かつ正確に作成した会計帳簿に基づいて計算書類等が作成されていなければなりません。

また、NPO法に記載はありませんが「単一性の原則」も計算書類の信頼性のためには非常に重要です。NPO法人は複数の事業を同時に実施することが多く、資金提供者への会計報告も必要とされます。この場合、資金提供者に対するさまざまな形式の会計報告書を作成することは当然ですが、その元となる「正式な会計帳簿と計算書類」は法人として唯一無二でなければなりません。

7. 4号基準 事業活動に関する基準

(1) 事業活動に関する基準とは

NPO法人の活動が適正に行われているかどうかを確認するための基準です。認定NPO法人として、公益性の高い活動ができているかどうか、宗教、政治に関する活動や一部の者の利益のための活動ではないかどうか等を判断します。申請法人の事業活動が以下のすべてを満たしていなければなりません。

事業活動に関する要件

A	活動に関する制限	宗教活動、政治活動および特定の公職者または政党を推薦、支持または反対する活動を行っていないこと
B	利益供与の制限	役員、社員、職員または寄附者等に特別の利益を与えないことおよび営利を目的とした事業を行う者等に寄附を行っていないこと
C	特定非営利活動に係る事業費の比率	実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること
D	寄附金の特定非営利活動に係る充当比率	実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動に係る事業費に充てていること

(2) 上記A 活動に関する制限

一般のNPO法人以上に、厳格に規定されています。具体例を挙げると、一般のNPO法人の場合、宗教、政治に関する活動については、NPO法第2条において「主たる目的としないこと」と規定されています。つまり、「主たる目的」でなければ行ってもよいということであり、宗教、政治に関する活動を一切行ってはいけないというわけではありません。しかし、認定NPO法人等になるためには、これらの活動は一切行ってはならないということになります。

次の活動を行っていないこと

- ① 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、信者を教化育成する活動
- ② 政治の主義を推進し、もしくは支持し、またはこれに反対する活動
- ③ 特定の公職者およびその候補者、または政党を推薦、支持または反対する活動

(3) 上記B 利益供与の制限

ここでいう役員、社員、職員または寄附者等には、それぞれの本人だけではなく、その配偶者や3親等以内の親族、特殊な関係にある者も含みます。(特殊な関係については、43ページを参照ください。)認定申請するNPO法人の活動が、役員、社員、職員や寄附者といった核になるメンバーのために行われているものでないことをしっかり示す必要があります。そのため、これらの者と利害関係がないことを確認するために、このような規定が定められています。

次の条件を満たしていること

- イ) 役員、社員、職員または寄附者等に特別の利益を与えないこと
- ロ) 営利を目的とした事業を行う者や宗教活動・政治活動を行う者等への寄附を行っていないこと

具体的には、NPO法人が持っている土地を役員に対して市場価格よりも相当安価な値段で貸している、役員が経営する会社とNPO法人との間で、不利益な条件で契約行為があること等が想定されます。

イ)とロ)の具体的な内容については、次ページで述べます。

イ)とロ)の具体的な内容は、次に掲げる基準をいいます

- a 当該役員の職務の内容、当該NPO法人の職員に対する給与の支給の状況、当該NPO法人とその活動内容および事業規模が類似するものの役員に対する報酬の支給の状況等に照らして当該役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給を行わないことその他役員、社員、職員もしくは寄附者もしくはこれらの者の配偶者もしくは3親等以内の親族またはこれらの者と特殊の関係にある者に対し報酬または給与の支給に関して特別の利益を与えないこと
- b 役員等または役員等が支配する法人に対しその対価の額が当該資産のその譲渡の時における価額に比して著しく過少と認められる資産の譲渡を行わないことその他これらの者と当該NPO法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益を与えないこと
- c 役員等に対し役員の選任その他当該NPO法人の財産の運用および事業の運営に関して特別の利益を与えないこと
- d 営利を目的とした事業を行う者、(2)の①から③（前ページAに関する説明文）に掲げる活動を行う者または(2)の③の特定の公職の候補者もしくは公職にある者に対し、寄附を行わないこと

(4) 左記C 特定非営利活動に係る事業費の比率

NPO法人はNPO法に定められた20項目の分野に該当するとされる特定非営利活動を行うことを主たる目的としなければなりません(詳しくは、『1 設立・運営編』15ページを参照ください。)。逆に考えると、特定非営利活動に係る事業(本来事業)以外の活動(その他の事業)をしてはならないかということ、「本来事業に支障がない限り」であれば、行うことができるとされています。本来事業に支障がないかどうかについては、一般のNPO法人の場合、その他の事業が法人全体の事業の50%以上でないかどうかということの割合で判断します。

認定NPO法人の場合、この割合を50%ではなく、80%として考えることになっています。つまり、実績判定期間における全事業のうち、本来事業の占める割合が80%以上でなければなりません。この判断は、合理的であれば、どのような指標を用いても構いませんが、一般的には事業費で考えます。事業費以外の合理的な指標で計算する場合、申請時にはその説明資料を添付資料として提出する必要があります。例えば従事者の作業時間数等のような事業費以外の指標を用いる場合は、日頃からその記録を付けておくようにしましょう。

実績判定期間における

$$\frac{\text{本来事業の事業費}}{\text{総事業費（本来事業の事業費＋その他の事業の事業費）}} \geq 80\%$$

(5) 左記D 寄附金の特定非営利活動に係る充当比率

いただいた寄附を活動のために使用せずそのままにしていたり、管理費等の組織を維持していくために使用したりすることもあるでしょう。それだけで直ちに問題になるわけではありませんが、寄附者からすると活動に使ってほしいと思って寄附をするわけですから、寄附の大半がそのような状態であることは望ましいとはいえません。そこで、受け入れた寄附金の70%以上は、特定非営利活動に係る事業費として使うことが認定NPO法人の要件の一つとして規定されています。

実績判定期間における

$$\frac{\text{受入寄附金総額のうち特定非営利活動に係る事業費に充てた額}}{\text{受入寄附金総額}} \geq 70\%$$

活動計算書において、ボランティアや施設等の評価に関する費用を計上している場合、(4)および(5)の算定にあたっては、その金額は事業費の合計額から控除します。ボランティアや施設等の評価に関する費用の計上方法については、『1 設立・運営編』164ページをご覧ください。

コラム 寄附を貰った年度だけでは使い切ることが難しい場合(「特定資産」について)

NPO法人が、ある年度に多額の寄附を受けたときなど、寄附をもらった年度だけでは使い切ることが難しい場合もあるでしょう。寄附金について、単年度で使うよりも数年にわたって計画的に使う方が、より適切であると判断される場合には、「特定資産」と呼ばれる仕組みが活用できます。特定資産は、言わば将来に向けた貯金のようなものです(より正確には、「特定の目的のために区分管理した資産」のことです)。特定資産に指定された寄附金は、認定基準にかかわる計算の際に当該年度の事業費等に含めることができます(具体的には、「本来事業の事業費」「総事業費」「寄附金を充当した事業費」に含めることができます)。

受領した寄附金のうち、翌年度に繰り越す金額が、法人の事業規模に照らして比較的大きい場合には、認定制度の「総事業費の80%基準」や「受入寄附金の70%基準」に抵触してしまっていますが、特定資産の制度を活用することにより、これらの基準をよりクリアしやすくなります。

①「特定資産」を設定する手続き(増額する手続きも同様)

理事会または総会で、法人としての意志決定をする必要があります。具体的には、(1)特定資産を設定する日付、(2)特定資産の金額、(3)特定資産の使途、(4)その他の事項について、議決が必要です。

「特定資産の使途」は、法人の特定非営利活動に関する支出のうちの、具体的な一部分に限定する必要があります。「その他の事項」は、特定資産を取り崩す場合の手続きなどについて、必要に応じて定めます(ここでは、理事会等による議決を必須とすることが望ましいでしょう)。また、当該の特定資産に関する運用規程を定めて、特定資産の目的や使途、取り崩しの際の手続きなどについて条文化しておくことも考えられます。

②「特定資産」の計上と管理

特定資産は、貸借対照表及び財産目録に、他の資産とは明確に区分して表示する必要があります。なお、特定資産は、収益や費用ではないので、活動計算書には記載しません。

特定資産として区分した金額は、認定制度の「総事業費の80%基準」の計算の際に、当該年度の費用に含めて計算することができます。具体的には、総事業費及び特定非営利活動事業費の双方に特定資産の額を加算します(つまり分子分母の双方にプラスします)。また、「受入寄附金の70%基準」の計算の際には、特定資産とした金額を、当該年度の寄附金から、支出したものとみなして計算することができます(つまり分母には特定資産とした額を残したまま、特定資産とした金額を分子にプラスします)。

特定資産を管理する際には、銀行口座を分けるなどして、他の資産と明確に区別できるようにしておきましょう。口座を分けることは義務ではありませんが、特定資産の管理状況について説明責任を果たすためには、口座を分けておく方が、より確実だと言えます。口座を分けておけば、例えば、間違って使い込んだりしていないことを、対外的にもより明確に示すことができます。

③「特定資産」の取り崩しと支出

特定資産を取り崩して使う際には、上記①で議決したときの定めに基づいて取り崩しの手続きを行い、支出します。特定資産を取り崩して使用した場合、活動計算書において費用として計上することになります(収入の欄には記載しません)。

なお、その取り崩した分の金額は、認定制度の「総事業費の80%基準」の計算の際に、当該年度の費用から除いて計算します。具体的には、総事業費及び特定非営利活動事業費の双方から特定資産の金額を減算します(つまり分子分母の双方からマイナスします)。また、「受入寄附金の70%基準」の計算の際には、特定資産を当該年度の寄附金には含めずに計算します(つまり分子分母の双方からマイナスします)。

ここがポイント

当然のことながら、特定資産に指定された資金は、特定資産を設定した際に取り決めた使途以外に使うことはできません。従って、むやみに多額の資金を特定資産にしてしまうと、他の目的で資金が必要になったときに不足する恐れがあります。特定資産化の際には、認定制度の「総事業費の80%基準」や「受入寄附金の70%基準」をクリアするために必要な額を正しく見積もるようにしましょう。

8. 5号基準 情報公開に関する基準

(1) 情報公開に関する基準とは

NPO法人制度は、法人に関するさまざまな情報を開示することによって、信頼性を高め、市民の理解と支援を得ることを目的として作られました。法人の信用は、行政の管理や監督によって担保されるのではなく、活動やその会計等を情報開示することによって、法人自らが築いていくことを目的としているのです。これは、NPO法人の一番の特徴であるといっても過言ではありません。

認定NPO法人になると、多くの寄附者に対する説明責任を伴うため、一般のNPO法人以上に高い透明性が求められます。そこで、認定要件においても、情報公開に関する基準が設けられています。認定NPO法人は、次に掲げる書類について、閲覧の請求があった場合は、正当な理由がある場合を除いて、法人の事務所に於いて閲覧させなければなりません。なお、閲覧にあたっては、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除くことができます。

閲覧対象の書類

	閲覧対象の書類
1	① 事業報告書等 事業報告書、計算書類等（活動計算書、貸借対照表、注記、財産目録）、年間役員名簿、社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記載した書面 ② 役員名簿 ③ 定款 ④ 認証書の写し ⑤ 登記事項証明書の写し
2	各認定基準等に適合する旨を説明する書類、欠格事由に該当しない旨を説明する書類
3	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類
4	前事業年度の役員報酬または職員給与の支給に関する規程 （役員報酬に関する規程は、役員報酬を支給していない法人でも作成が必要です。職員給与に関する規程は、雇用している職員が0名の場合、作成の必要はありません。）
5	次の事項を記載した書類 ① 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項 ② 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項 ③ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 ・ 収益の生ずる取引および費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の多い上位5位までの取引 ・ 役員、社員、職員若しくは寄附者またはこれらの者の配偶者もしくは3親等以内の親族またはこれらの者と特殊の関係のある者との取引 ④ 寄附者（役員、役員の配偶者若しくは3親等以内の親族または役員と特殊の関係のある者で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名ならびにその寄附金の額および受領年月日 ⑤ 役員等に対する報酬又は給与の状況 イ 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況（ロに係る部分を除く） ロ 給与を得た職員の総数および当該職員に対する給与の総額に関する事項 ⑥ 支出した寄附金の額ならびにその相手先および支出年月日 ⑦ 海外への送金または金銭の持出しを行った場合におけるその金額および使途ならびにその実施日
6	認定、特例認定を受けるための要件のうち、 3号基準 運営組織及び経理に関する基準（60ページの③を除く） 4号基準 事業活動に関する基準（63ページ（1）AとBのみ） 5号基準 情報公開に関する基準 7号基準 不正行為等に関する基準 また、欠格事由のいずれにも該当しない旨を説明する書類 } に適合している旨
7	助成金の支給を行った場合には、所轄庁に提出した書類の写し

9. 6号基準 事業報告書等の提出に関する基準

(1) 事業報告書等の提出に関する基準とは

前述したように、NPO法人は、自らに関する情報をできる限り公開することを通じて、市民の信頼を得るという趣旨で作られた制度です。そのため、前事業年度中に行った事業の成果や内容を所轄庁へ提出することが義務付けられています。提出した書類は、内閣府NPO法人ポータルサイト等を通じて公開され、市民がいつでも閲覧できるようになっています。

認定NPO法人になると、寄附者が増えることが想定されることから、寄附した市民が、「寄附金がどのように使われたのか」、「安定した運営ができているのか」等、常にその法人に関するさまざまな情報を入手できる必要性和責任が一般のNPO法人よりも高まります。そのため、認定要件のひとつとして、事業報告書等の提出に関する基準が設けられています。

実績判定期間を含む各事業年度において、毎事業年度終了後3か月以内に、事業報告書等を所轄庁に提出しなければなりません。1年でも未提出の年があれば、あるいは、事業年度終了後3か月以内の提出期限を1日でも過ぎていれば、この基準を満たしていないことになりますので、提出期限に注意して、早めに提出するようにしましょう。

また、単に義務だから提出するというのではなく、寄附者から活動の理解を得、より支援者を増やすための資料として、事業報告書等の内容についても、支援者に対してわかりやすく伝わりやすくなるよう、工夫するようにしましょう。

作成方法については、『1 設立・運営編』75ページを参考にしてください。

事業報告として提出が義務付けられている書類

	書類名	内容	所轄庁に提出する書類
1	事業報告書	前事業年度にどのような活動を行ったのかを記載した書類	2部
2	計算書類	活動計算書、貸借対照表、注記	各2部
3	財産目録	法人の保有する資産、負債を記録した書類	2部
4	年間役員名簿	前事業年度に役員であった者全員の氏名および住所または居所ならびに報酬の有無を記載した名簿	2部
5	社員名簿	前事業年度の末日における社員のうち10人以上の者の氏名および住所または居所を記載した書面	2部

事業年度が4月1日～翌3月31日のNPO法人の場合

事業年度終了
3月31日



事業報告等提出締切
6月30日

6月30日が休日の場合、翌営業日が締切になります

あくまでも所轄庁に届いた日が提出日（※）になりますので、余裕をもって早めに提出するように心がけましょう。

※ 行政手続法第37条(届出)

「届出が届出書の記載事項に不備がないこと、届出書に必要な書類が添付されていることその他の法令に定められた届出の形式上の要件に適合している場合は、当該届出が法令により当該届出の提出先とされている機関の事務所に到達したときに、当該届出をすべき手続上の義務が履行されたものとする。」

10. 7号基準 不正行為等に関する基準

（１）不正行為等に関する基準とは

法令違反や不正の行為、公益に反する事実があるような法人が認定されれば、その法人の信頼を損なうだけでなく、認定NPO法人等そのものの信頼を失うことにつながりかねません。そこで、認定の要件においては、不正行為等に関する基準が設けられています。

「法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反する事実、偽りその他不正の行為により利益を得、又は利益を得ようとした事実その他公益に反する事実」があった場合、認定されません。

登記は済ませたかどうか、税の申告はきちんとできているかどうか、定款に違反していないかどうか等、NPO法人に関わるさまざまな法令を遵守できるよう、日頃から心がけておくことが大切です。

身近な法令違反の例

- ① 役員報酬を役員の全員に支払っていた NPO法違反
- ② 定款に定めた事業以外の事業を定款変更の手続きをせずに行っていた（定款違反） NPO法違反
- ③ 通常総会を開催していなかった NPO法違反
- ④ 役員が変更になったにもかかわらず、所轄庁へ役員変更の届出をしていなかった NPO法違反
- ⑤ 個人の講師に対して謝礼金を支払っているにもかかわらず、所得税を預かって納付していなかった（源泉徴収義務があるにもかかわらず源泉徴収していなかった） 所得税法違反
- ⑥ 法人税法上の収益事業に該当する事業を行っており、法人税の申告義務があるにもかかわらず、申告をしなかった 法人税法違反
- ⑦ 基準期間の課税売上高が1,000万円を超え、「課税事業者」となっているにもかかわらず、消費税の申告をしていなかった 消費税法違反
- ⑧ 一つの事業所に雇用している労働者が10人を越えて働いているにもかかわらず、就業規則を届けていなかった 労働基準法違反
- ⑨ 保険加入の対象となる労働者がいるにもかかわらず、労働保険（労災・雇用）や社会保険（健康・介護・厚生年金）をかけていなかった 労働基準法違反

11. 8号基準 設立後の経過期間に関する基準

認定NPO法人等として認定されるかどうかは、そのNPO法人の実績によって判断されます。実績を確認するためにはある程度の期間が必要であることから、設立後の期間に関する基準が定められています。認定または特例認定の申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、設立後1年を超える期間が経っていなければなりません。つまり、最短でも1年と1日は必要であるということです。

12. 欠格事由

（１）欠格事由とは

欠格事由とは、認定NPO法人としての資格を欠く理由のことです。次に挙げる欠格事由のいずれかに該当するNPO法人は認定、特例認定および認定の有効期間更新の申請をすることができません。（NPO法第47条）

- ① NPO法第47条に規定された役員の欠格事由に該当する役員がいる
- ② 認定または特例認定を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない
- ③ 定款または事業計画書の内容が法令等に違反している
- ④ 国税または地方税の滞納処分が執行されているまたは当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない
- ⑤ 国税に係る重加算税または地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない
- ⑥ 暴力団、暴力団またはその構成員等の統制下にある

（２）役員の欠格事由とは

上記①のNPO法第47条に規定された役員の欠格事由とは以下のことをいいます。

役員の欠格事由

- ☐ 認定または特例認定を取り消された法人において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しない者
- ☐ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わった日またはその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- ☐ NPO法、暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、もしくは刑法第204条等もしくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、または国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行を終わった日またはその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- ☐ 暴力団の構成員等

※暴力団の構成員とは、NPO法第12条第1項第3号ロに規定する暴力団、またはその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含みます。）、もしくは、暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者をいいます。

（３）滞納処分について

「国税または地方税の滞納処分が執行されているまたは当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない」に該当するかどうかを確認するために、認定、特例認定および認定の有効期間の更新申請時には、所轄税務署から交付を受けた納税証明書「その4」や都道府県知事、市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付が必要となります。この納税証明書は、国税や地方税の納付の有無に関係なく必要です。

なお、その他の事務所がある場合、その他の事務所においても国税や地方税を納付している場合は、その他の事務所が所在する所轄税務署、都道府県知事、市区町村長から交付を受けた滞納処分にかかる納税証明書の添付も必要となります。

NPO法人と認定NPO法人の比較

NPO法人と認定NPO法人を比較してみると、以下の表のようになります。認定NPO法人には下表左のNPO法人の要件に、下表右の認定NPO法人の要件が加わります。

NPO法人と認定NPO法人の比較表

法人名		特定非営利活動法人 (NPO法人)	認定特定非営利活動法人 (認定NPO法人)
法人成立方法		申請により所轄庁が認証。その後、法務局で登記をすることで成立。(認証主義)	NPO法人のうち、その運営組織及び事業活動が適正であって、公益の増進に資するものを申請により所轄庁が認定。(実績にもとづき判断)
事業活動に関する こと	その他の事業の制限	☐ 特定非営利活動を主たる目的とすること。 ☐ 特定非営利活動に係る事業に支障がない限り、その他の事業を行うことができる。 (原則、特定非営利活動に係る事業の経常費用が、その他の事業を含めた全事業の経常費用の50%以上)	☐ 特定非営利活動に係る事業の割合が総事業の80%以上であること。
	共益的活動の制限	☐ 特定の個人・法人・その他の団体の利益を目的として事業を行わないこと。	以下の共益的活動の割合が50%未満であること。 ☐ 会員・役員等を対象とした資産の譲渡やサービスの提供 ☐ 会員、特定の団体のメンバー、特定の職域、特定の地域にのみ便益が及ぶ活動 ☐ 特定の人物や著作物に関する普及啓発や広報宣伝の活動 ☐ 特定の者の意に反した行為を求める活動
	宗教活動 政治活動	以下の活動を <u>主たる目的</u> としてはならないこと。 ☐ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成すること。 ☐ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対すること。 ☐ 特定の公職の候補者・公職にある者・政党を推薦・支持・反対すること。	以下の活動を行っていないこと。 ☐ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成すること。 ☐ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対すること。 ☐ 特定の公職の候補者・公職にある者・政党を推薦・支持・反対すること。
	組織	☐ 営利を目的としない団体であること。 ☐ 社員の資格の得喪に不当な条件をつけないこと。 ☐ 各役員について、その配偶者及び3親等以内の親族の数は、2人、または1/3を超えないこと。 ☐ 各社員の表決権は原則平等。(定款で別段の定めが可能。)	☐ 役員総数のうち、特定の役員とその親族関係者の割合、及び特定の法人の役員や従業員等の占める割合が1/3を超えないこと。 ☐ 各社員の表決権は平等であること。

会計・運営に関すること	会計	□会計簿は、正規の簿記の原則に従って正しく記載すること。 □計算書類、財産目録は会計簿に基づいて真実な内容を明瞭に表示すること。 □採用する会計処理の基準、手続きについては、毎事業年度継続して適用しמידりにこれを変更しないこと。	□公認会計士等の監査を受けているか、青色申告法人と同等に取引を帳簿に記録し保存していること。 □支出した金銭について、使途が不明なものはなく、また帳簿に虚偽の記載をしていないこと。
	運営	□特定の個人・法人、その他の団体の利益を目的として、その事業を行わないこと。 □役員のうち、報酬を受ける者の数が、役員総数の1/3以下であること。	□役員や社員、職員、寄附者等に対して特別の利益を与えないこと。(報酬・給与・資産の譲渡) □営利企業、宗教団体、政治団体、公職者(候補者)に寄附を行わないこと。
	寄附金収入の使途		□実績判定期間における寄附金のうち、特定非営利活動に係る事業費に充てた割合が70%以上であること。
	PST		□経常収入金額に占める寄附金の割合が20%以上であること。 または、 □各事業年度中の寄附金の額が3,000円以上である寄附者数が年平均100人以上いること。
	情報公開	□法で定められた情報公開書類について、社員、利害関係者の請求があれば閲覧させること。	□法で定められた情報公開書類について、請求があればその事務所で閲覧させること。
その他		役員が欠格事由に該当していないこと。 □破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者。 □拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わった日またはその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者。 □NPO法又は暴力団不法行為防止法により罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者。 □暴力団の構成員等もしくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者。 □NPO法の規定により設立認証を取り消された法人の解散時の役員で取消しの日から2年を経過しない者。 □心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定めるもの。 以下の団体でないこと。 □暴力団、又は暴力団やその構成員、暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある団体。	役員が欠格事由に該当していないこと □認定(特例認定)を取り消された法人の、その原因日以前1年以内に理事であった者で、取消しの日から5年を経過しない者。 □拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わった日またはその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者。 □NPO法又は暴力団員不当行為防止法等、および国税、地方税に関する法律に違反したことにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者。 以下の団体でないこと。 □認定(特例認定)を取り消され、その取消しの日から5年を経過していない。 □定款等の内容が法令に違反。 □国税または地方税の滞納処分が失効されている、または、当該滞納処分の終了日から3年を経過していない。 □国税に係る重加算税または地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過していない。